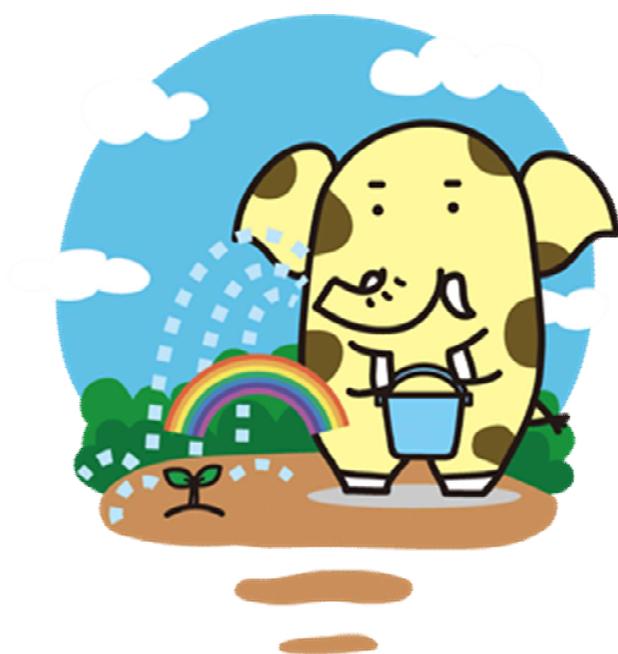


## 第4次新座市生涯学習推進計画

学びあい 豊かに暮らせるまち にいざ  
～ともにつくろう 私たちの未来～



令和5年3月

新座市

## はじめに

本市では、平成3年に新座市生涯学習推進計画を策定して以来、平成13年に第2次新座市生涯学習推進計画を、平成23年に第3次新座市生涯学習推進計画を策定し、市民の皆様の生涯にわたっての学ぶ機会を設けるため、様々な生涯学習の推進に務めてまいりました。

その後、人生100年時代、Society 5.0、グローバル化など社会を取り巻く環境が大きく変化していく中で、これらの変化に対応した人材育成や環境整備を図るため、生涯学習の推進はますます多様化・高度化が求められております。

また、幅広い世代の市民の皆様に、生涯にわたって充実した豊かで生き生きとした生活を送っていただくためには、必要なときに必要な学びを得ることができ、ともに生き、ともに学ぶ環境をつくることが大切であり、一人ひとりの学びの力は、地域、そして市の活力へとつながるものと考えております。

そこで、本市の生涯学習の方向性を定める新たな計画として、第4次新座市生涯学習推進計画を策定いたしました。

この計画は、今まで推進してきた生涯学習推進計画に、これまで個別に策定していた新座市文化芸術振興基本方針、新座市文化芸術振興アクションプランを加えるとともに、スポーツ推進計画の内容を加味した生涯学習関連施策を総合的に展開する体系となっております。

「学びあい 豊かに暮らせるまち にいぎ～ともにつくろう 私たちの未来～」を基本理念に掲げ、青少年健全育成、生涯学習、文化芸術及びスポーツ・レクリエーションに関する施策を総合的かつ計画的に推進いたします。

学びあいを通じて人と人がつながり、お互いに理解し合い、認め合うことで、豊かな人生を送ることができるように、人と人の絆が地域の活力となり、一人ひとりの学びが未来へつながる力となるように、新座市の生涯学習をより一層推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を頂きました新座市生涯学習推進会議の皆様を始め、多くの市民の皆様から感謝を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

新座市長 並木 傑

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の位置付け.....	1
4 計画の期間.....	2
5 計画の進行管理.....	2
第2章 生涯学習を取り巻く状況.....	3
1 社会状況の変化.....	3
2 国の動向.....	6
3 埼玉県動向.....	10
4 新座市の動向.....	13
第3章 新座市における生涯学習の現状と課題.....	15
1 新座市の特徴.....	15
2 新座市の生涯学習施策の主な取組状況.....	20
3 新座市の生涯学習・生涯スポーツを取り巻く課題.....	25
第4章 計画の基本理念.....	27
第5章 施策の体系・展開.....	28
1 施策の体系.....	28
2 施策の展開.....	30
資料	
策定の経過.....	71
新座市生涯学習推進会議設置要綱.....	72
新座市生涯学習推進会議参加者一覧.....	73



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

本市では、平成23年(2011年)3月に「第3次新座市生涯学習推進計画」(以下「第3次計画」といいます。)を策定し、幅広い世代の市民が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を地域に還元することができるよう、様々な生涯学習施策を推進してきました。

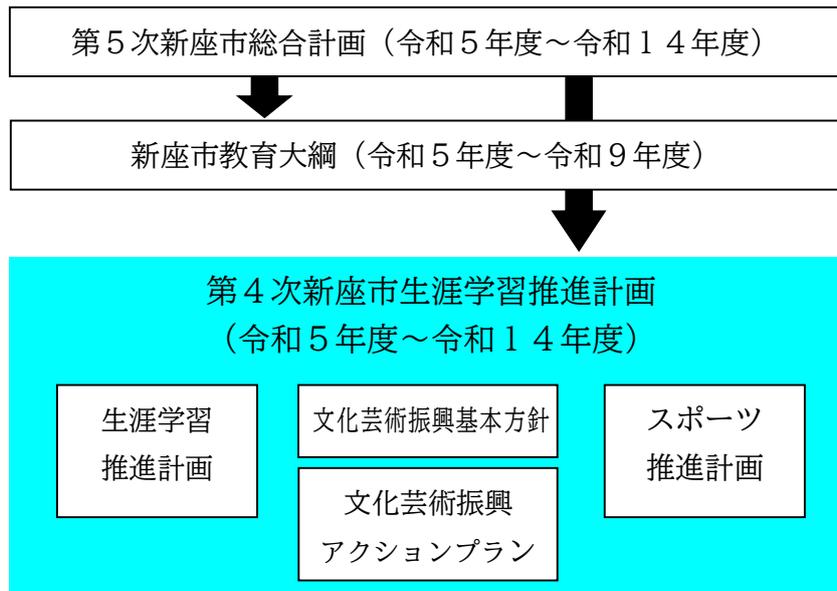
第3次計画の計画期間は令和2年度(2020年度)まででしたが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」といいます。)の影響や今後の財政見通しを立てることが難しくなったことから、新座市のまちづくりの指針となる第5次新座市総合計画の策定を2年先送りすることに伴い、個別計画も2年延長となりました。この間における社会経済情勢の変化、本市の生涯学習を取り巻く環境の変化、これまでの取組状況等を踏まえ、今後の生涯学習施策の方向性を定める新たな計画として、「第4次新座市生涯学習推進計画」(以下「第4次計画」といいます。)を策定します。第4次計画は、これまで個別に策定していた新座市生涯学習推進計画、新座市文化芸術振興基本方針、新座市文化芸術振興アクションプランに加え、新たにスポーツ推進計画の内容を加味した総合的な計画として策定することとしました。

## 2 計画の性格

- (1) 第4次計画は、新座市で行う青少年健全育成、生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーションに関連する施策を対象とします。
- (2) 第4次計画は、生涯学習関連施策を体系化し、総合的に展開することによって、市民の豊かな学習活動を支援するものです。
- (3) 第4次計画は、国・県の動向を踏まえるとともに、新座市生涯学習推進会議や市民の意見を踏まえ、市民参加により策定する計画です。

## 3 計画の位置付け

第4次計画は、上位計画である「第5次新座市総合計画」及び「新座市教育大綱」の内容を具体的に推進するための個別計画として位置付けます。また、他の個別計画との整合・連携を図りながら推進します。

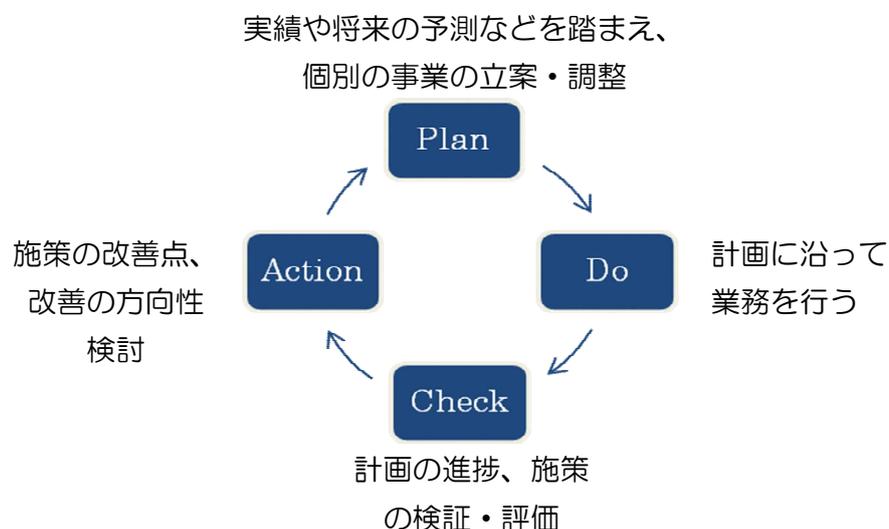


## 4 計画の期間

第4次計画の期間は、第5次新座市総合計画に合わせ、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。なお、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

## 5 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、社会の環境変化や新たな課題に対応していくために、逐次、計画の見直しを図り、より効率的かつ効果的に施策を推進することができるように管理していきます。



## 第2章 生涯学習を取り巻く状況

### 1 社会状況の変化

#### (1) 人口減少・高齢化の進展

我が国の総人口は、平成20年(2008年)をピークに減少局面に入り、令和3年(2021年)10月1日時点の人口は1億2,550万人、高齢化率は28.9%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年(2017年)推計)」によると、今後も長期の人口減少傾向が続き、令和35年(2053年)には1億人を下回り、令和47年(2065年)には8,808万人になるとし、高齢化率は令和42年(2060年)には38%を超える水準まで高まると推計されています。

こうした人口減少・高齢化に歯止めをかけるためには、子育てのしやすい環境の整備が求められています。

一方、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。こうした時代においては、これまでの、「教育→仕事→引退」という単線型の人生ではなく、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア活動を行うなど、マルチステージの人生へと移行していくことが一般的になると言われています。

#### (2) 国際化の進展

社会や経済のグローバル化が進む中で、訪日外国人旅行者数、在留外国人数、外国人労働者数などは増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)に世界中に猛威をふるった新型コロナウイルスの影響により、訪日外国人数等が激減し、外国人の受入動向は低迷が続いています。

しかしながら、国は、人材確保が困難な産業分野において外国人材の受入れを図るため、平成30年(2018年)12月に出入国管理及び難民認定法を改正し、平成31年(2019年)4月から、新たな在留資格「特定技能」を創設しており、今後、段階的な入国緩和への取組の中で、訪日外国人旅行者数、在留外国人の増加が期待されています。

このため、外国人の受入れ体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が求められます。

#### (3) 急速な技術革新の進展

近年の情報通信技術(ICT)の急激な進化は、人々の働き方やライフスタイルにも変化を起し始めています。令和12年(2030年)頃には、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わるSociety 5.0(超スマート社会)時代の到来が予想されています。

また、新型コロナウイルスの影響により、職場や学校教育においてもオンライン化への取組や環境整備が進んでおり、今後、AI等が本格的に普及していく中で、教育や学びの在り

方に変革をもたらすと考えられています。

一方で、スマートフォンやSNSなどが子どもたちにも急速に普及し、これらの利用によってトラブルや犯罪に巻き込まれる問題などが生じており、情報モラル等への対応が求められています。

#### (4) 経済状況の変化

日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示すなど、緩やかな回復が続いてきました。

しかし、令和2年(2020年)の新型コロナウイルスの世界的大流行は、日本社会全体に甚大な影響をもたらし、経済活動の停滞・抑制を招いています。

こうした中、新型コロナウイルスの拡大を食い止めるための「新しい生活様式」が国より提言され、日常生活の変化や新たなスタイルの働き方など、人々の経済活動にも変化が生じています。

#### (5) 雇用・就業状況の変化

景気回復の長期化や少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中で、企業では人手不足感が高まっており、女性、高齢者、外国人材を含めて人材の確保が喫緊の課題となっています。

しかし、令和2年(2020年)の新型コロナウイルスの世界的大流行は日本の経済活動の停滞・抑制を招いており、現在、景気の持ち直しが期待されるものの、その影響が雇用・就業面にも及んでいます。

#### (6) 家庭や地域の状況の変化

近年、核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、地域社会のつながりの希薄化等が進む中で、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭は少なくありません。

地域においては、都市化、家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、地域の在り様も変化しつつあり、地域コミュニティの弱体化が指摘されています。

こうした中で、家庭や地域の教育力が低下し、高齢者や困難を抱えた親子等が地域で孤立するなどの深刻な状況が生じていると指摘されています。特に近年、子どもの生命が奪われる重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で早急に取り組むべき喫緊の課題となっています。

#### (7) 地球規模の問題の進行

グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係が深まっていく中で、格差・貧困、紛争やテロ、人権の抑圧、気候変動、感染症など、地球規模の課題への対応が急務となっています。特に、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、甚大な人的・経済的被害をもたらしています。このような国境を越えた課題は、一国のみで解決することが困難であり、国際社会全体で取り組んでいく必要があります。

こうした中、国際的な動きとして、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」をテーマに、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから成る国際目標が定められました。また、SDGsを受けて平成28年(2016年)12月に策定された日本国内の実施指針では、優先課題の一つとして、「あらゆる人々の活躍の推進」が掲げられました。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 国の動向

### (1) 生涯学習

#### ① 地域と学校の連携・協働の推進

平成27年(2015年)12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」について提言されました。同答申を受けて平成28年(2016年)1月に策定された『『次世代の学校・地域』創成プラン』に基づき、平成29年(2017年)3月には社会教育法が改正され、地域学校協働活動を実施する教育委員会において、地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域住民等と学校の情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定が整備され、地域と学校の連携が進んでいます。

#### ② 子供・若者育成支援推進大綱の策定

平成22年(2010年)4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成22年(2010年)7月、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。同ビジョンでは、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和3年(2021年)4月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

新大綱では、全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組んでいくとし、五つの課題(①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、④子供・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援)について重点的に取り組むことを基本的な方針として示されました。

#### ③ 第3期教育振興基本計画の策定

平成30年(2018年)6月、「第3期教育振興基本計画」(平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度))が策定されました。同計画では、第2期教育振興基本計画において掲げた理念を継承しつつ、令和12年(2030年)以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。具体的には、人生100年時代やSociety 5.0(超スマート社会)の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとしており、今後の教育政策に関する五つの基本的な方針が示されました。

#### <基本的な方針>

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

#### ④ 障がい者の生涯学習の推進

平成31年(2019年)3月、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－(報告)」が取りまとめられました。同報告における提言を踏まえ、「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019－2022」として示された取組を進めていくとしています。

#### ⑤ これからの地域における社会教育の在り方

平成30年(2018年)12月、中央教育審議会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」が取りまとめられました。今後の地域における社会教育の在り方について、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要であるとされ、新たな社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されています。

## (2) 文化芸術

### ① 文化芸術振興基本法の改正

平成29年(2017年)6月、文化芸術振興基本法が改正され、法律名も新たに「文化芸術基本法」とされました。今回の改正は、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものとされています。

### ② 文化芸術推進基本計画の策定

平成30年(2018年)3月、文化芸術基本法に基づき、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)」(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))が策定されました。文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定め、これらの目標を中長期的に実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、六つの戦略と、それぞれの戦略に対応した基本的な施策が示されました。

<今後の文化芸術政策の目指すべき姿>

- 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標2 創造的で活力ある社会
- 目標3 心豊かで多様性のある社会
- 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

### ③ 文化財保護法の一部を改正する法律の成立

令和3年(2021年)4月、文化財保護法の一部を改正する法律が成立しました。今回の改正は、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるものとされています。

### (3) スポーツ

#### ① スポーツ基本法の制定

昭和36年(1961年)に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正し、平成23年(2011年)6月、「スポーツ基本法」が制定されました。同法では、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が規定されました。

#### ② スポーツ基本計画の策定

平成24年(2012年)3月、スポーツ基本法に基づき、「スポーツ基本計画」(平成24年度(2012年度)～平成28年度(2016年度))が策定されました。同計画では、スポーツ基本法の基本理念などを具体化し、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示されました。

#### ③ スポーツ庁の創設

スポーツ基本法の理念である、「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、平成27年(2015年)10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設されました。

#### ④ 第2期スポーツ基本計画の策定

平成29年(2017年)3月、「第2期スポーツ基本計画」(平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度))が策定されました。中長期的なスポーツ政策の基本方針として、四つの観点から方針を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが示されました。

#### ⑤ 第3期スポーツ基本計画の策定

令和4年(2022年)3月、「第3期スポーツ基本計画」(令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))が策定されました。計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた施策、スポーツの価値を高めるため新たな三つの視点、総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示されました。

<スポーツの価値を高めるため新たな三つの視点>

- 1 スポーツを「つくる／はぐくむ」
- 2 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- 3 スポーツに「誰もがアクセスできる」

### 3 埼玉県の動向

#### (1) 生涯学習

##### ① 埼玉県生涯学習推進指針の策定

平成25年(2013年)3月、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「埼玉県生涯学習推進指針」が策定されました。県が目指す10年先を見据えた生涯学習社会を「学び合い、共に支える社会」と捉え、その実現に向けては、県民が充実した人生を主体的に切り開き、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え合い高め合う社会にしていくことができるよう支援することが必要としています。そうした支援の在り方として、「学びを支える」、「学び合いを支える」、「学びの成果の活用を支える」の三つの生涯学習推進指針が示されました。

##### ② 第2期埼玉県教育振興基本計画の策定

平成26年(2014年)7月、「第2期埼玉県教育振興基本計画『生きる力と絆の埼玉教育プラン』(平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度))」が策定されました。第1期埼玉県教育振興基本計画において掲げた、おおむね10年先を見通した基本理念「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」を、第2期計画埼玉県教育振興基本計画においても引き継いでおり、この基本理念を踏まえ、平成26年度(2014年度)からの5年間に取り組む五つの基本目標と施策の体系が示されました。

##### ③ 埼玉教育の振興に関する大綱の策定

平成27年(2015年)12月、「埼玉教育の振興に関する大綱」が策定されました。この大綱において、五つの「これからの社会において育成すべき『人材』」と七つの「施策の根本的な方針」が示されました。

##### ④ 第3期埼玉県教育振興基本計画の策定

第2期埼玉県教育振興基本計画が平成30年度(2018年度)末に終了することから、平成31年(2019年)3月、「第3期埼玉県教育振興基本計画」(令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))が策定されました。同計画は、教育を取り巻く社会の動向や第2期埼玉県教育振興基本計画の成果と課題などとともに、埼玉県5か年計画や埼玉教育の振興に関する大綱、国の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、2030年以降も見据えた中長期的な視点から計画が立てられました。そして、基本理念「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を掲げ、この基本理念を踏まえ、今後5年間に取り組む10の目標と施策の体系が示されました。

## (2) 文化芸術

### ① 埼玉県文化芸術振興計画の策定

平成21年(2009年)7月に施行された埼玉県文化芸術振興基本条例に基づき、平成23年(2011年)3月、「埼玉県文化芸術振興計画」(平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度))が策定されました。埼玉県5か年計画を踏まえながら、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本目標を「文化芸術でつくる心豊かで活力ある埼玉」とし、「はぐくみ、支える」「創り、広げる」「活かし、つなげる」「守り、伝える」の四つの施策のもとに文化芸術振興の取組が進められてきました。

### ② 埼玉県文化芸術振興計画 2016-2020 の策定

平成28年(2016年)3月、新たな「埼玉県文化芸術振興計画」(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))が策定されました。県の新たな文化芸術施策の方向性を定めるとともに、推進期間の最終年度である令和2年(2020年)に開催予定であった2020年東京大会を見据えたものであり、県では、この計画に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指すこととしており、基本的施策として五つの戦略が示されました。

### ③ 埼玉県文化芸術振興計画 2021-2025 の策定

令和3年(2021年)3月、新たな「埼玉県文化芸術振興計画 2021-2025」(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))が策定されました。この計画では、「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指し、新型コロナウイルスに対応した文化芸術活動の活性化、多彩な文化芸術の創造とあらゆる県民の参加促進及び文化芸術による社会の活力の創出を基本的視点とし、四つの主要施策のもと、20の取組を掲げています。

#### <主要施策>

- 1 文化芸術活動が行える基盤の整備・充実
- 2 埼玉らしい文化芸術の継承・創造と情報発信
- 3 文化芸術の担い手の育成・支援
- 4 文化芸術で地域の活性化

### (3) スポーツ

#### ① 埼玉県スポーツ推進計画の策定

平成25年(2013年)1月、「埼玉県スポーツ推進計画」(平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度))が策定されました。「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、スポーツの振興を図ってきました。

#### ② 埼玉県スポーツ推進計画(第2期)の策定

平成30年(2018年)3月、新たな「埼玉県スポーツ推進計画(第2期)」(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))が策定されました。第1期計画における取組の成果と合わせ、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていくとし、基本理念を「スポーツがつくる 活力ある埼玉」と定めるとともに、三つの基本目標が示されました。

##### <基本目標>

基本目標1 県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉

基本目標2 スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉

基本目標3 世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉

## 4 新座市の動向

### (1) 生涯学習

#### ① 第3次新座市生涯学習推進計画

平成23年(2011年)3月、「第3次新座市生涯学習推進計画」(平成23年度(2011年度)～令和4年度(2022年度))を策定しました。「第4次新座市基本構想総合振興計画」の生涯学習分野で掲げた『学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも』を基本理念として、五つの基本施策を定め、生涯学習環境の充実に向けて取組を進めてきました。

#### <五つの基本施策>

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習施設の整備・充実
- 3 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実
- 4 学習の成果をいかす仕組みづくり
- 5 関係機関との連携・協力

その後、社会情勢の変化や、新座市における生涯学習にかかわる環境の変化を受け、第3次計画の施策の進捗状況や、新たに開始した事業などについて整理し、平成28年(2016年)3月には「第3次新座市生涯学習推進計画中間見直し」を策定しました。

#### ② 新座市教育大綱の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年(2015年)4月に施行されたことに伴い、平成27年(2015年)11月、「新座市教育大綱」(平成27年度(2015年度)～令和4年度(2022年度))を策定しました。第4次新座市基本構想総合振興計画の教育分野についての基本方針や施策の方向を踏まえ、これらを実現するための基本理念を「はぐくもう 豊かな心 ～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」と定めるとともに、五つの基本目標を示しました。

令和5年度からは、「はぐくもう 共に生きる力と豊かな心 ～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」という基本理念のもと、引き続き五つの基本目標を推進します。

## (2) 文化芸術

### ① 新座市文化芸術振興基本方針及び新座市文化芸術振興アクションプランの策定

平成18年(2006年)11月、文化芸術振興の指針となる「新座市文化芸術振興基本方針」を策定しました。同方針では、「心豊かな、くらしやすいまち、にいぎ」を基本理念に掲げました。

この基本理念の実現を目指し、平成23年(2011年)3月、「新座市文化芸術振興アクションプラン」(平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度))を策定し、同方針で掲げた三つの柱を軸に文化芸術関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

#### <施策の柱>

施策の柱1 市民が文化芸術に身近に触れられる環境をつくります

施策の柱2 市民主体の文化芸術活動を促進します

施策の柱3 文化芸術を活用して「心豊かな、くらしやすいまち」という  
新座のアイデンティティをつくります

### ② 第2次新座市文化芸術振興アクションプランの策定

平成28年(2016年)3月には、前述の基本理念及び三つの施策の柱を継承しつつ、本市の文化芸術関連施策をより一層推進していくため、「第2次新座市文化芸術振興アクションプラン」(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))を策定しました。

## (3) スポーツ

新座市では、これまでスポーツの推進に係る個別計画は策定していませんが、第4次新座市基本構想総合振興計画ではスポーツ分野の施策として「スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～」を施策の体系に位置付けて、スポーツの推進を図ってきました。

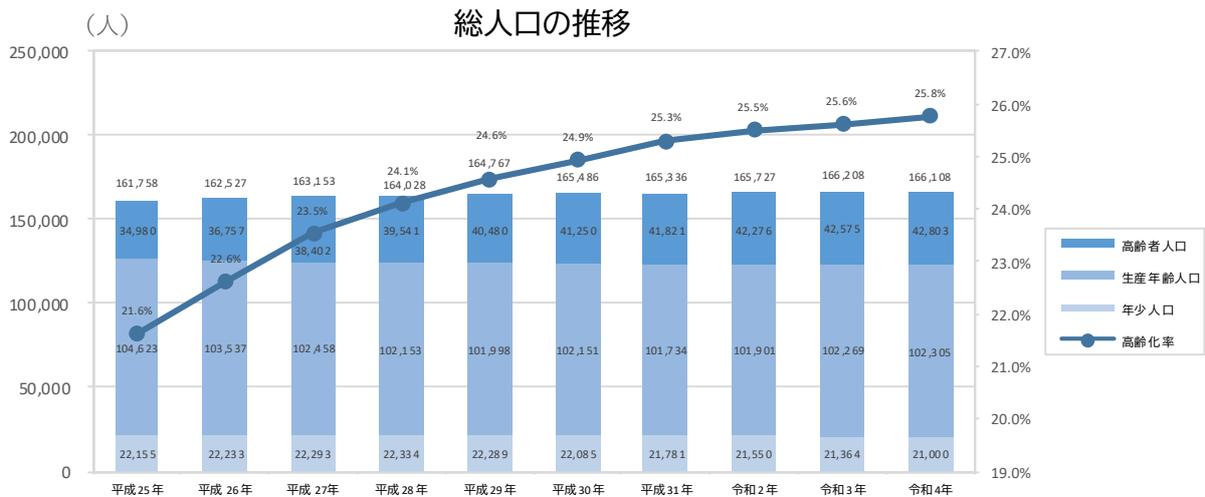
### 第3章 新座市における生涯学習の現状と課題

#### 1 新座市の特徴

##### (1) 「ひと」の特徴

###### ① 総人口

新座市の総人口は、近年、緩やかな増加傾向が続いており、令和4年(2022年)1月1日現在166,108人となっています。高齢者人口は増加傾向にあり、令和4年(2022年)の高齢化率は25.8%となっています。



資料：市民課「住民基本台帳」「外国人登録者数」(各年1月1日現在)

###### ② 外国人人口

新座市における外国人人口は、平成25年(2013年)以降増加傾向にありますが、令和4年(2022年)1月1日には3,669人と令和3年(2021年)より微減となっています。

今後は身近なところで様々な国の人々と交流する機会が一層増えていくと考えられます。



資料：市民課 (各年1月1日現在)

## (2) 「くらし」の特徴

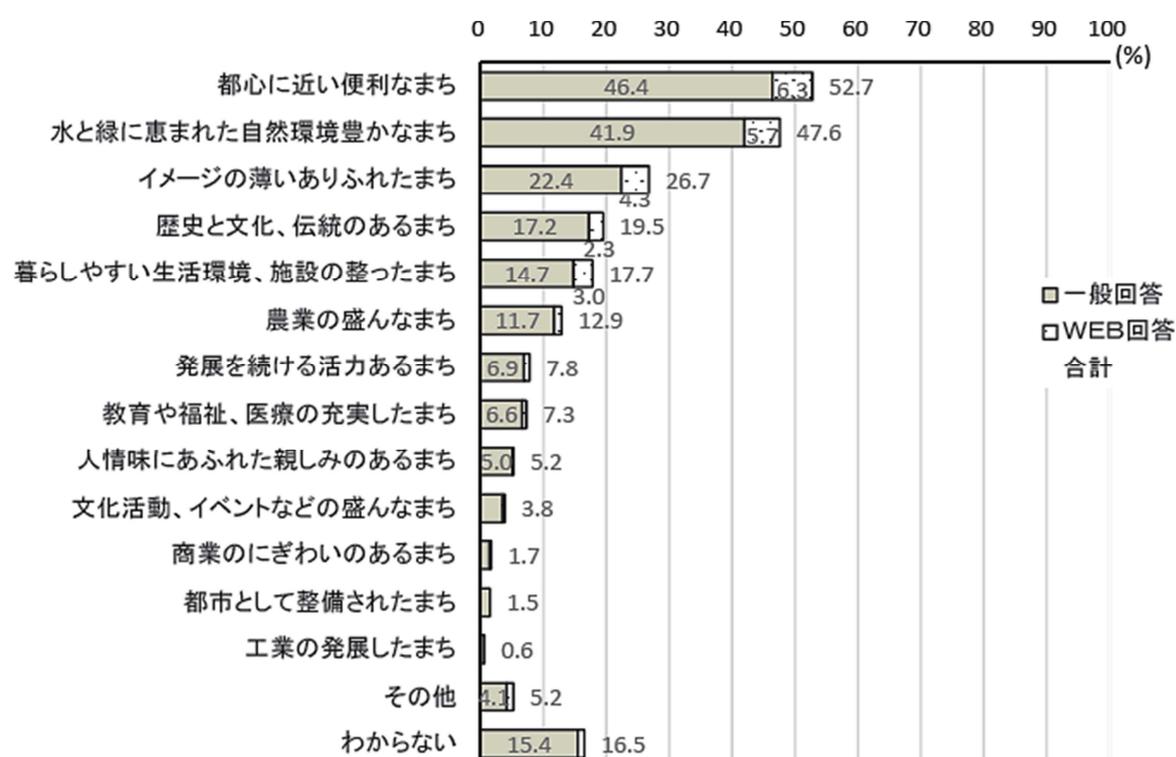
### ① 生活空間

新座市の昼夜間人口は、昼間人口が138,995人(流入人口31,607人、流出口54,734人)、夜間人口が162,122人(平成27年(2015年)国勢調査)となっており、多くの市民が市外へ、とりわけ都心へ通勤や通学をしています。

平成30年度(2018年度)に実施した市民意識調査をみると、新座市のイメージについて、「都心に近い便利なまち」という回答が最も多くなっています。

### 新座市のイメージ

総数=2,626(複数回答可)



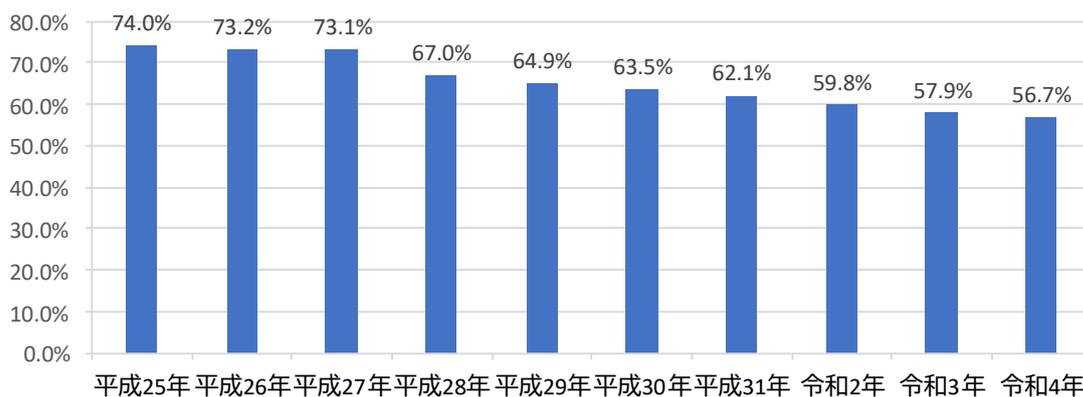
資料：第14回新座市市民意識調査(平成30年度(2018年度)実施)

## ② 地域活動

新座市では、「都会の便利さ」と「田舎の心地よさ」を兼ね備えた住み良いまちづくりを進め、人と人とのつながりを大切にしています。

令和4年(2022年)の町内会加入率は56.7%となっており、近隣自治体と比較すると高い水準ではありますが、近年減少傾向にあります。

町内会加入率の推移



資料：地域活動推進課（各年1月1日現在）

### (3)「まち」の特徴

#### ① 豊かな武蔵野の自然

新座市には、柳瀬川や黒目川、妙音沢緑地など、多くの自然が残されています。さらに、多くの農地も存在し、都市型農業が営まれています。市の中心部には、国指定天然記念物の平林寺境内林を中心とした武蔵野の雑木林を象徴する自然環境が残されており、市民にとってのシンボリックな存在となっています。

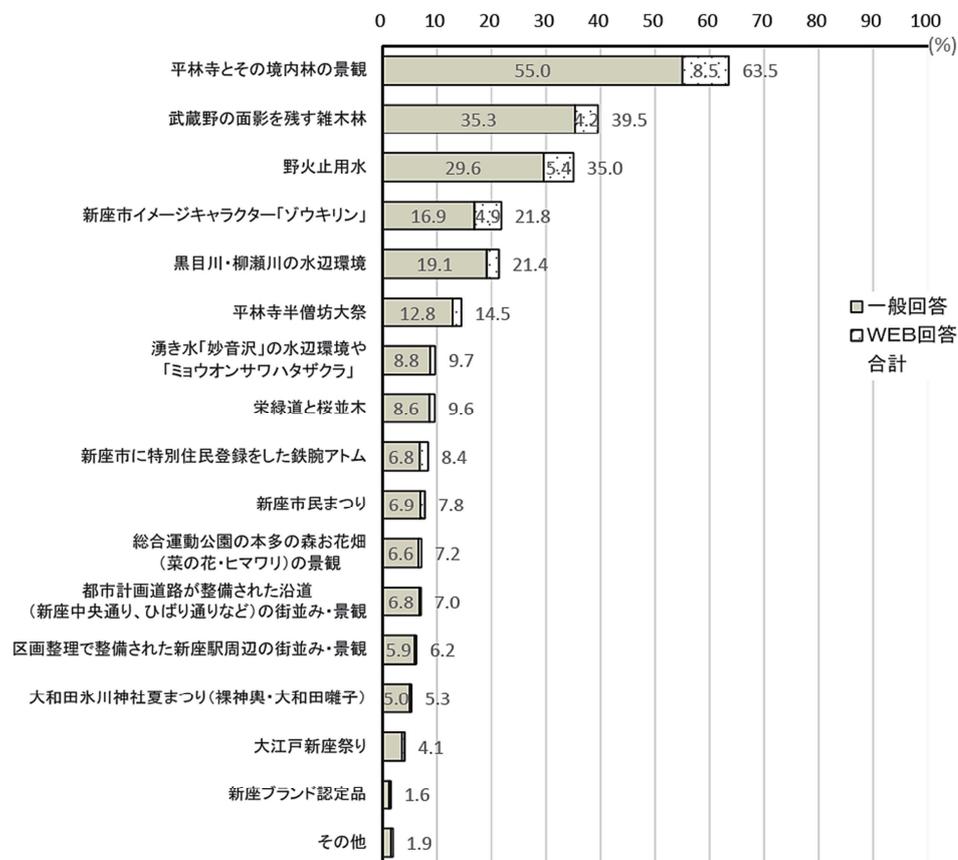


平林寺境内林

平成30年度(2018年度)に実施した市民意識調査をみると、新座市らしさを感じるものについて、「平林寺とその境内林の景観」、「武蔵野の面影を残す雑木林」という回答が上位に挙がっています。

#### 新座市らしさを感じるもの

総数=2,626 (複数回答可)



資料：第14回新座市民意識調査 (平成30年度(2018年度)実施)

## ② 歴史的文化資産

新座市には、川越街道などの街道沿いのまちとしての歴史があります。また、市内には、野火止用水や平林寺をはじめとする数多くの文化財が残されています。さらに、市指定無形文化財の武州里神楽や大和田囃子、中野の獅子舞などの伝統的な芸能も継承されており、地域に根付いた祭りも続けられています。このほかにも、固有の地名や風習などの歴史的文化資産が数多く残されています。



野火止用水



武州里神楽

## ③ 三つの大学

市内には、跡見学園女子大学、十文字学園女子大学及び立教大学の三つの大学が立地する文教都市としての性格も有しています。



跡見学園女子大学新座キャンパス



十文字学園女子大学



立教大学新座キャンパス

写真：各大学提供

## 2 新座市の生涯学習施策の主な取組状況

### (1) にいざプラスカレッジ

市内3大学と連携し、平成12年度(2000年度)に「新座市民総合大学」を開校しました。令和2年度(2020年度)で市制施行50周年及び市民総合大学開学20周年を迎えるに当たり、市民総合大学のコンセプトである「自分を高め、地域を高める」学習の場を更に推進し、自分自身も地域もプラスになるような学び舎(集まり)とするため、令和2年度(2020年度)から新たに「にいざプラスカレッジ」と名称を変更しました。

### (2) 子どもの放課後居場所づくり事業

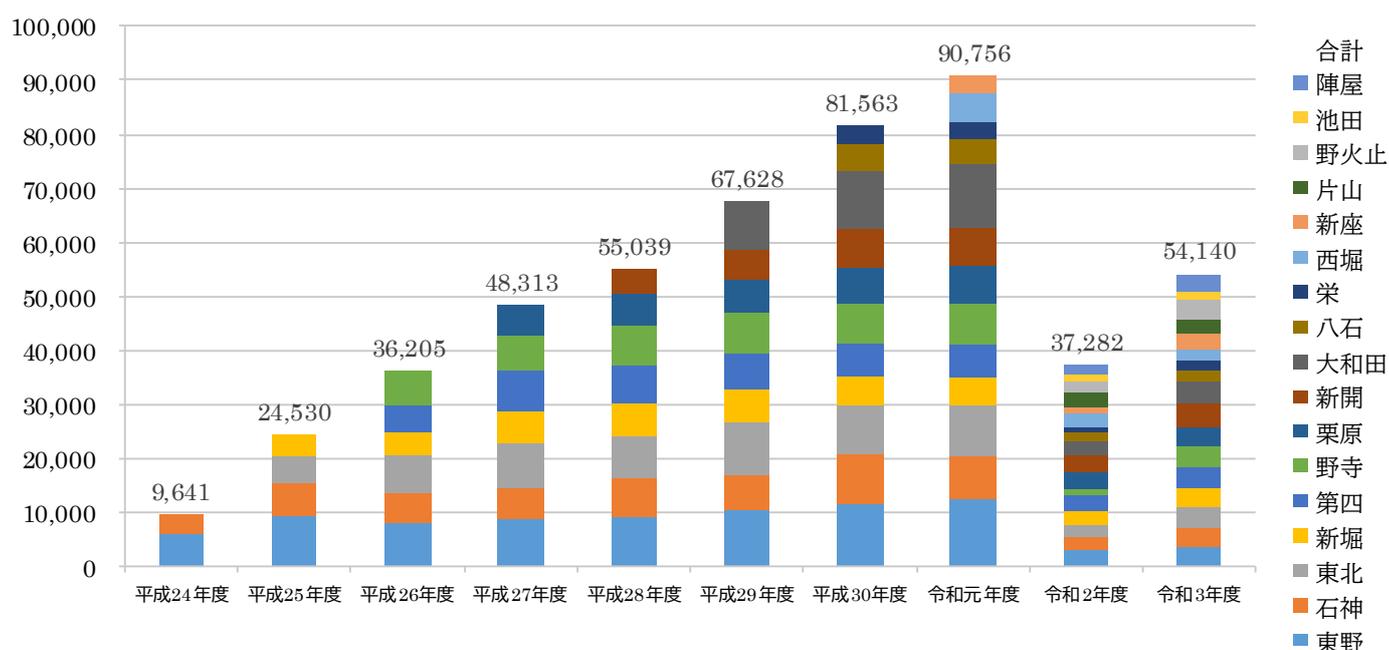
子どもの放課後等の安全・安心な居場所づくりを目的として、子どもの放課後居場所づくり事業(通称「ココフレンド」)を実施しています。

平成24年度(2012年度)に同事業を立ち上げ、初年度は二つの小学校で実施、その後は毎年度開設し、令和2年度(2020年度)までに市内全ての公立小学校(17校)への設置が完了しました。

実施に当たっては、地域の方々の参画も得ながら、勉強やスポーツ、文化活動などの取組を実施し、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

同事業を開始したことで、大規模化・狭あい化が課題となっている放課後児童保育室の夏入室者数の減少が図られました。また、異学年交流や地域の方々との関わりが増え、体験活動の充実につながっています。

子どもの放課後居場所づくり事業の延べ参加児童数



※ 令和2年度(2020年度)からは新型コロナウイルスの影響により参加数減

資料：生涯学習スポーツ課

### (3) ふるさと新座館の開設

新たな生涯学習施設として、平成24年度(2012年度)に「ふるさと新座館」を開館しました。多くの市民から要望いただいていた小規模のホールとなる「ふるさと新座館ホール」を設置するとともに、老朽化が課題となっていた「野火止公民館」を移転した複合施設であり、開館以降、生涯学習活動の拠点として多くの市民が利用しています。



ふるさと新座館

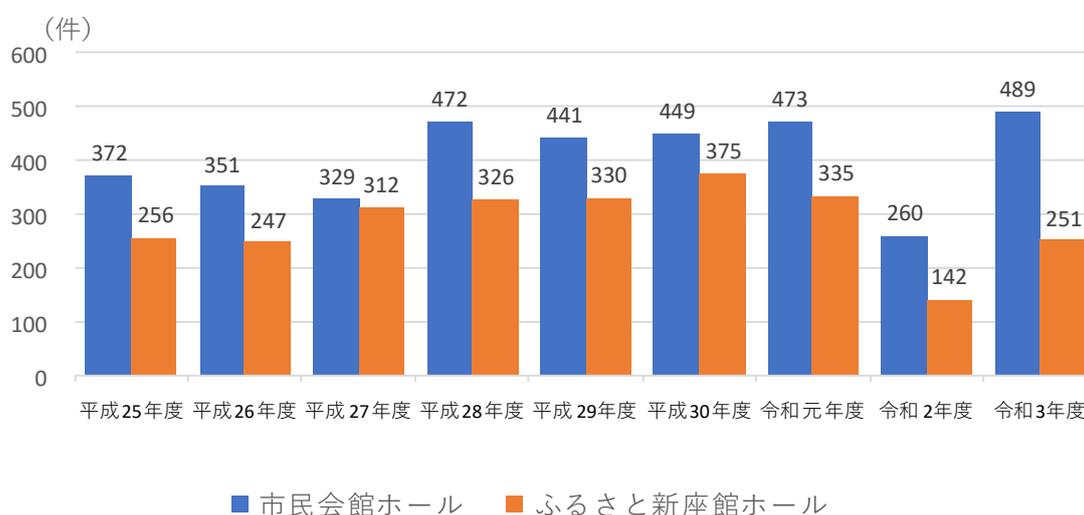
### (4) 市民会館及びふるさと新座館に指定管理者制度を導入

市民会館は平成28年度(2016年度)に、ふるさと新座館(野火止公民館及びホール)は平成30年度(2018年度)に、指定管理者制度を導入しました。

これにより民間事業者のノウハウの活用が図られ、施設の利用率増加につながっています。

また、指定管理者による創意工夫をこらした自主事業の開催も、利用率増加の一助となっています。

市民会館ホール、ふるさと新座館ホールの利用状況



※ 令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルスの影響により利用数減

資料：生涯学習スポーツ課

## (5) 新たな文化財の指定

平成28年(2016年)8月に「睡足軒」が新座市初の国登録有形文化財(建造物)に指定されました。

また、市指定文化財としては、平成29年(2017年)6月に「野火止氷川神社の力石」(有形民俗)、令和2年(2020年)3月に法台寺の「片山富士」(有形民俗)を指定し、文化財の保存と継承に努めています。



睡足軒



野火止氷川神社の力石

## (6) 大和田カミ遺跡の発掘調査

平成28年度(2016年度)に始まった大和田二・三丁目地区土地区画整理事業において、多くの埋蔵文化財(遺跡)が発見されたため、記録保存のための発掘調査を3遺跡・17地点で行いました。計6.5万平米を超える大規模な調査により、縄文時代の集落跡や土器・石器等、奈良・平安時代の住居跡や掘立柱建物跡、須恵器や鉄製品等が発見されており、当時の人々の暮らしを知るための貴重な資料となっています。

今後も引き続き出土品の整理作業と分析調査を進め、報告書を順次刊行してまいります。



耳環(縄文時代後期・約4千年前)



上段:鉄製刀子、下段:鉄製鎌(9~10世紀)

## (7) 歴史民俗資料館の移転

老朽化が進んでいた歴史民俗資料館は複合施設への移転により新たに開館し、更なる有効活用を図ります。資料の収集及び保存、調査・研究活動により地域の新たな魅力の発見に努め、展示や体験学習などを通してその魅力を発信します。



保健センター・歴史民俗資料館複合施設

## (8) 大和田少年サッカー場の整備

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い、既存の大和田少年サッカー場を改修することとなり、スポーツ振興くじ助成金を活用して、夜間照明設備を備えたロングパイル人工芝の少年サッカー場を整備しました。

また、体育施設の維持管理に係る新たな財源確保を目的としたネーミングライツを導入し、令和4年(2022年)7月から「STE<sup>えすてつく</sup>Cフィールド大和田」として運営を開始しました。

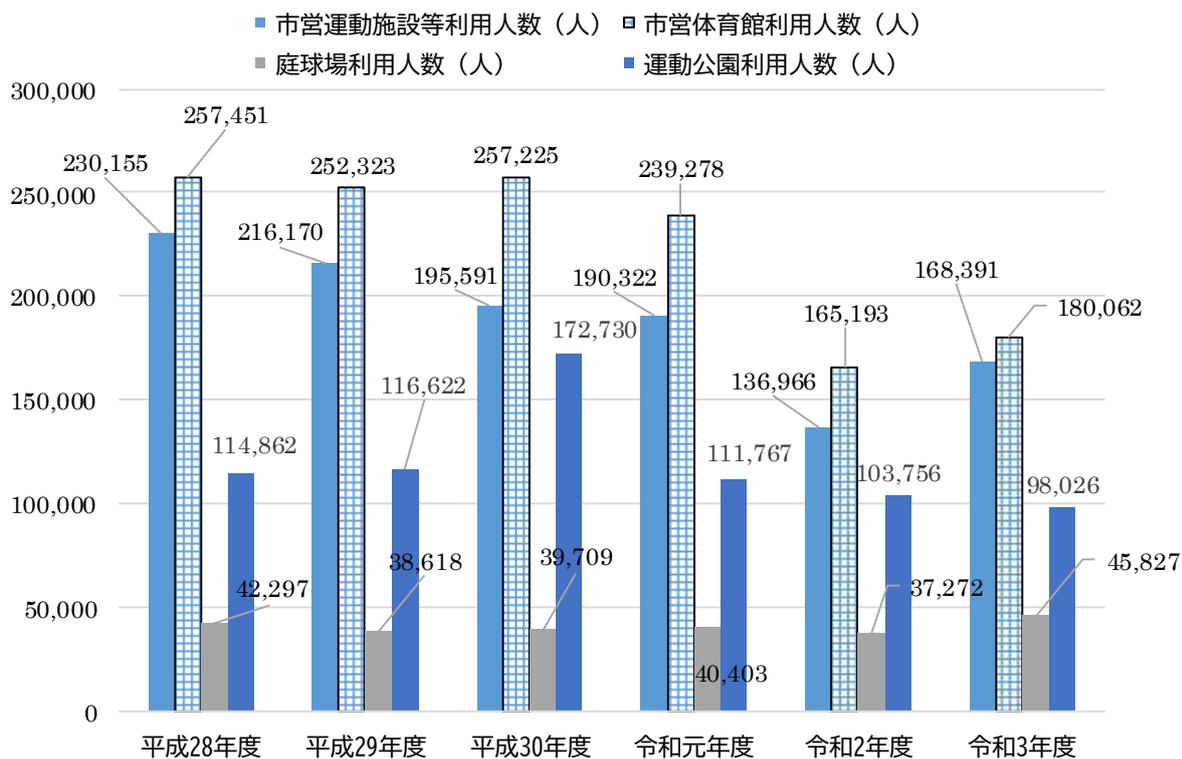


大和田少年サッカー場

### (9) 体育施設に指定管理者制度を導入

市民総合体育館、市営運動場、市営庭球場等体育施設等の運営について、平成25年度(2013年度)に指定管理者制度を導入しました。指定管理者として、新座市のスポーツの振興及び市民の健康と体力の増進を目的とした公益財団法人である新座市スポーツ協会が指定され、現在も同協会が管理運営を行っています。

各体育施設の利用状況



資料：生涯学習スポーツ課

### 3 新座市の生涯学習・生涯スポーツを取り巻く課題

#### (1) 生涯学習の推進

人生100年時代の到来やSociety 5.0（超スマート社会）の実現に向けて社会の大きな変化が訪れようとする中で、一人ひとりの市民が豊かな人生を送るためには、生涯を通じて学び、自己の能力を高めていくことが求められます。

このため、それぞれのライフサイクルの中で、新たな知識や技能を必要に応じて何度でも学ぶことができるよう、学習環境を整備する必要があります。また、学んだ成果を個人の生活や仕事、地域活動等にかかしていくことが求められており、そのための仕組みづくりを整備していく必要があります。

#### (2) 青少年の健全育成の推進

家庭や地域社会の変容、情報化の進展、産業構造・雇用の変化など青少年を取り巻く環境が変化する中で、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等が問題になっています。

すべての青少年が健やかに成長し、自立・活躍できるよう、地域社会全体で取り組んでいくことが求められています。

#### (3) 文化芸術活動の推進

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力や感性を育むとともに、他者と共感しあう心、人間相互の理解を促進するなど、心豊かな社会を形成するものです。

新座市では、日頃から、多くの市民が音楽、美術、演劇などの芸術や、茶道、華道、書道などの生活文化に親しんでいます。

今後もより多くの市民が文化芸術を享受できるよう、文化芸術活動の環境整備等を進めていく必要があります。

#### (4) 文化財の保存・継承・活用

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、新座市には、有形・無形の文化財が数多く存在しています。

一方で、文化財を継承する担い手の確保や、文化財の保管場所の確保などが課題となっています。

新座市の貴重な歴史的資産が滅失や散逸することのないように保護し、確実に後世の新座市民に継承していく必要があります。

また、文化財を活用することにより、市内外の人々に文化財とそれを育んだ地域の魅力を発信していくことが求められています。

### (5) 生涯スポーツの推進

人生100年時代の長寿社会が到来しつつある中で、健康や体力増進・維持のために運動やスポーツをする人が多くなっています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、社会全体のスポーツに対する関心が高まっています。

こうした中で、それぞれの年代や関心、適性等に応じて、だれもが生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境を整備することが求められています。

そのために、スポーツを実際に「する」機会を充実するとともに、スポーツを「みる」、指導者やボランティアとして「ささえる」といった様々な形でのスポーツ施策を展開していくことが重要です。

### (6) 生涯学習・スポーツ関連施設の整備・充実

市民に最も身近な生涯学習施設である公民館やコミュニティセンター、図書館、市民総合体育館等は、地域の学習活動・交流の拠点としての役割を果たすとともに、今後は、地域づくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっていきます。

これらの施設は老朽化が進んでいることから、計画的な改修を進めていく必要があります。

市民の誰もが生涯学習・生涯スポーツ活動を楽しむため、施設の利用しやすい環境づくりやサービスの充実に向けていくことが求められています。

### (7) 多様な主体との連携・協働

市民の多様な学習活動のニーズに応えるとともに、多様で複雑化する地域課題により効果的に対応するために、教育委員会と首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体との連携・協働を進めていくことが求められています。また、こうした多様な主体との連携・協働が深まることにより、新たなアイデアや価値が生まれ、新しい地域づくりにつながることを期待されます。

## 第4章 計画の基本理念

第4次計画では、これまで進めてきた第3次計画、新座市文化芸術振興基本方針、第2次新座市文化芸術振興アクションプランの基本理念を継承するとともに、第5次新座市総合計画の将来都市像「未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる豊かなまち 新座」及び新座市教育大綱の基本理念「はぐくもう 共に生きる力と豊かな心～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」の実現に向けて、基本理念を次のとおりとします。

**学びあい 豊かに暮らせるまち にいざ  
～ともにつくろう 私たちの未来～**

学ぶこと、文化芸術に触れること、スポーツ・レクリエーションに親しむこと、これら全てが人生を豊かにするものです。一人ひとりの主体的な学びは、喜びや成長、自己実現につながります。また、学びあいを通じて人と人がつながり、相互に理解し、認め合うことで、更なる幸福感が生まれます。そして、人と人との絆が地域の力となり、学びを生かした未来志向のまちづくりにつながります。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念を「学びあい 豊かに暮らせるまち にいざ～ともにつくろう 私たちの未来～」とし、新座市の生涯学習をより一層推進していきます。

## 第5章 施策の体系・展開

### 1 施策の体系

【基本理念】

【基本施策】

【施策】

学びあい 豊かに暮らせるまち こいざい ともにつくる 私たちの未来	I 青少年健全育成	1 青少年の健全育成の推進 (1) 青少年活動の充実 (2) 青少年健全育成活動の支援と担い手の確保 (3) 子どもの安全・安心な居場所の充実
	II 生涯学習	1 生涯学習の推進 (1) 生涯学習機会の充実 ア 多様な学習機会の提供 イ 学習に参加しやすい環境づくり (2) 生涯学習施設の整備・充実 ア 民間事業者と連携した運営体制 イ 生涯学習施設などの整備・充実 (3) 自主的な活動の支援・充実 ア 活動団体等への支援の充実 イ 生涯学習に関する情報収集・情報発信の強化 ウ 多様化する学習への支援・学習相談体制の充実 (4) 学習の成果をいかす仕組みづくり ア 発表の機会の充実 イ ボランティア・市民活動の場の提供 ウ ボランティア・指導者の育成、システムの構築 (5) 関係機関との連携・協力 ア 関係機関との連携・協力 イ 市民・団体間の交流の促進、ネットワークづくりの支援

【基本理念】

学びあい 豊かに暮らせるまち にいざい とともにつくろう 私たちの未来

【基本施策】

Ⅲ 文化芸術

Ⅳ スポーツ・レクリエーション

【施策】

1 文化芸術活動の振興

- (1) 文化芸術活動の環境整備
  - ア 文化芸術関連団体・個人への支援の充実
  - イ 文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実
  - ウ 文化芸術分野の人材活用
  - エ 文化芸術に触れられる環境整備
  - オ 自然環境を活用した文化芸術
- (2) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり
  - ア 市民、行政、企業、学校等が連携した文化芸術活動の推進
  - イ 文化芸術を通じた国内・世界との交流
  - ウ 文化芸術に関する情報の収集・提供の充実、ネットワークづくりの支援

2 文化財の保存・活用

- (1) 文化財保護体制の充実
  - ア 保存及び保護の充実
  - イ 文化財の調査・研究
- (2) 文化財の保存・活用と施設の整備
  - ア 歴史的・伝統的文化芸術資産の活用
  - イ 文化財関連施設の整備・運営

1 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ環境の整備
- (3) スポーツ・レクリエーション振興のための人材育成・活用

## 2 施策の展開

### 基本施策Ⅰ 青少年健全育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化している中で、青少年の抱える問題は複雑化・困難化しています。こうした中で、青少年の健やかな成長を支えるためには、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して取り組むことが重要です。

新座市では、これまで「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」や「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」などにより、放課後や休日等の子どもたちのための安全・安心な居場所づくりに取り組んできました。また、ふれあい地域連絡協議会などの活動を支援しつつ、地域との連携による青少年の健全育成に努めてきました。

今後は、青少年の豊かな人間性や社会性を育むための体験活動の充実や、インターネット上のサイバー空間も含めた日常生活における安全・安心な環境づくりなど、地域総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むまちづくりを一層推進していく必要があります。

### 1 青少年の健全育成の推進

#### (1) 青少年活動の充実

青少年の健やかな成長を支え、豊かな人間性を育むため、青少年のボランティア活動を始めとする自主的な社会参加活動の機会の充実を図ります。

また、青少年や青少年活動団体が、地域社会の様々な資源や小・中学校、公民館、図書館を始めとする社会教育施設、文化施設等を有効活用できるように努めます。

さらに、ICT環境に対応できる青少年を育成するために、青少年がICTを適切に活用する力を身に付けられる機会の充実を図ります。

No.	事業名	概要	担当課
1	青少年教育振興事業実施団体等への助成	青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充を図るため、青少年教育振興事業（芸術文化振興、スポーツ振興、地域交流事業等、青少年のボランティア活動）を行う個人・団体に対し助成を行うとともに、青少年教育振興基金制度の周知を図る。	生涯学習スポーツ課
2	ちびっこふるさと探検隊の実施	友好姉妹都市である栃木県那須塩原市と新座市の小学生が、両市を交互に訪問し合い、それぞれの史跡や文化を楽しく学びながら親交を深める。	地域活動推進課
3	こどもエコクラブ事業	こどもエコクラブ事業として、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援する。	環境課
4	子ども大学にいざの実施	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課

No.	事業名	概要	担当課
5	人権標語・ポスター展の実施	人権意識の高揚を図るため、小中学生から人権標語・ポスターの募集を行い、優秀作品の展示をする。	生涯学習スポーツ課
6	小・中学校音楽会の実施	児童生徒の表現力を高めるとともに、豊かな情操を培うため、音楽会を開催する。	教育支援課
7	交通安全教室の実施	関係機関と連携し、小学生や高齢者などを対象とした交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発を図る。	交通政策課
8	学校ふるさと構想の推進	恵まれた新座の自然環境の中で、自然体験活動や農業体験を通して、豊かな心を育むために学校教育林と学校教育農園を設置する。また、学校緑化を支援する。	教育支援課
9	小・中学生及び市内3大学学生からの提案等の場の充実	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映させるとともに、市政に対する理解と関心を深めるため、また、柔軟な思考により斬新なアイデアの提案が期待できる大学生から市政に対する提言等を受けるため、小・中学生及び市内3大学学生からの提案等の場の充実を図る。	秘書広聴課
10	子ども読書活動機会の推進	子どもの読書活動を推進するために、学校と連携し、学級訪問、図書館訪問、図書の団体貸出し等を充実させる。また、子どもの読書活動を推進するために図書館協議会を開催し、意見を聴く。	中央図書館
11	子どもの文化芸術環境の充実	青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となって子どもたちが文化に親しむ環境の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
12	ティーンズコーナー図書の充実	中央図書館及び福祉の里図書館に設置しているティーンズコーナー(おおむね13歳から18歳までを対象)の利用を促進するため、図書の充実を図る。	中央図書館
13	公民館・コミュニティセンターの改修	市民の身近な施設である公民館・コミュニティセンターの改修を計画的に実施する。また、青少年活動団体の施設の有効利用支援を図る。	中央公民館
14	青少年向けのデジタル・シティズンシップ教育の推進	善き社会の担い手として情報を正しく活用する力等を育成する教育を進める。	教育支援課 教育相談センター 生涯学習スポーツ課

## (2) 青少年健全育成活動の支援と担い手の確保

地域総ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいくため、青少年健全育成活動の支援を行います。また、青少年が家庭や学校や地域との様々なつながりの中から多くの体験や経験を積み、成長していくことができるよう、青少年の健全育成に関する活動の担い手の確保に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	青少年健全育成事業への支援	次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、その方策について審議を行い、事業実施団体を支援する。	生涯学習スポーツ課
2	青少年育成団体への助成	子どもたちの学校外活動を充実させるため、体験活動事業等を行う青少年団体に対し助成を行う。また、地域による青少年健全育成の充実を図るため、各中学校区ふれあい地域連絡協議会に対し助成を行う。	生涯学習スポーツ課
3	二十歳の集いの実施	式典対象者で構成する新座市二十歳の集い実行委員会が企画・運営を行い、二十歳の集いを実施する。	生涯学習スポーツ課
4	学校応援団の実施	地域の教育力向上を図るため、地域住民が学校支援ボランティアとして学校の教育活動に参画する。また、小・中学校に配置された学校応援コーディネーターが学校の要請に応じてボランティア活動を調整して有効に機能させるなど、地域ぐるみで学校教育を支援する体制「学校応援団」を継続する。	教育支援課
5	コミュニティ・スクールの推進	「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールを小・中学校で推進し、教育の充実を図る。学校教育の充実とともに、学校を核とした地域人材の交流、地域の活性化を視野に入れる。	学務課
6	ボランティア指導員の配置	中学校における部活動の充実を図るため、ボランティア指導員を配置する。	教育支援課

## (3) 子どもの安全・安心な居場所の充実

放課後や休日、学校の長期休暇における子どもの安全・安心な居場所の確保を推進します。青少年の健全で意欲的な活動の促進に向け、学校や地域と連携して、青少年健全育成団体や地域ボランティア等による子どもの学習活動や体験活動の機会の充実を図ります。

No.	事業名	概要	担当課
1	子どもの放課後等の居場所づくり事業の実施	学校・家庭・地域の連携を強化して子どもたちが安全・安心な放課後等を過ごせる居場所づくりを進める。	生涯学習スポーツ課
2	子どもの放課後居場所づくり事業と放課後児童保育室の連携	放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後居場所づくり事業及び放課後児童保育室を実施する同一小学校において、校庭や体育館等の共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を一体的に実施する。	保育課 生涯学習スポーツ課
3	余裕教室の活用	学校の余裕教室を生涯学習の場として活用する。	生涯学習スポーツ課
4	学校施設の開放	学校施設を開放し、地域の学習機会の充実、スポーツ・レクリエーション団体の活動場所及び青少年の遊び場の確保を図る。	教育総務課 生涯学習スポーツ課
5	新座っ子パワーあっぷくらぶの実施	市立小学校の特別教室等を利用して、地域のボランティアが指導者となって文化・スポーツ・学習等、様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
6	児童センター業務の充実	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。	こども支援課

## 基本施策Ⅱ 生涯学習

人生100年時代をより豊かに生きていくために、生涯学習の必要性・重要性が高まっています。

新座市では、公民館やコミュニティセンター、図書館などの生涯学習関連施設を中心に、市民の生活、文化、教養を高めるための各種講座・教室等を開催するとともに、団体・サークルの自主的・自発的な活動の支援を行っています。こうした学習活動や団体・サークル活動が、新たな市民同士の交流を生み出し、学びあいのまちづくりが一層推進されるよう、取組を進めていく必要があります。

また、市内に三つの大学があるという利点をいかし、3大学と連携したにいぎプラスカレッジ（旧・市民総合大学）・公開講座などを開催し、市民の学習機会の充実を図ってきました。今後は、NPOや企業なども含めた多様な主体との連携・協働を進めていく必要があります。

更には、Society 5.0（超スマート社会）に対応できるよう、幅広い世代におけるICT関連の知識の取得や情報リテラシーの向上が求められています。

### 1 生涯学習の推進

#### (1) 生涯学習機会の充実

##### ア 多様な学習機会の提供

様々な年代の市民の学習意欲や人権、環境、国際化、健康等現代的課題に対応した講座を充実させるとともに、各公民館・コミュニティセンターや図書館、体育施設等において地域に根差した特色ある事業を展開します。また、市民の主体的なまちづくりにつながる講座やICT社会に対応した講座の充実に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	生涯学習講座の充実	多岐にわたる市民の学習ニーズを把握し、的確に応えるため、生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
2	快適みらい都市づくり出前講座の実施	市職員のほか新座警察署・新座消防署の協力を得て、行政の仕事の説明や職員が持つ専門知識を提供する。	生涯学習スポーツ課
3	図書館講座・講習の実施	図書館利用の推進及び市民文化振興の一助として、講座、講習会等を開催する。また、地域の子育て支援策として、親子に本の楽しさを伝えるブックスタート事業（はじめてブックの購入）を行う。	中央図書館
4	公民館・コミュニティセンター講座の充実	市民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館・コミュニティセンターの学習プログラムの研究に努めるとともに、課題別講座を含め講座の充実を図る。	中央公民館

No.	事業名	概要	担当課
5	軽スポーツ・レクリエーション教室の実施及び支援	初心者から参加できるスポーツ教室を開催し、民間団体等による公益的なスポーツ・レクリエーション教室を支援する。	生涯学習スポーツ課
6	企業への人権問題研修の実施	同和問題を始めとする様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、研修会を開催する。	人権推進室
7	人権に関する講座・講演会の実施	同和問題を始めとする様々な人権問題への理解と認識を深めるため、講座・講演会を実施する。	生涯学習スポーツ課
8	男女平等教育・学習の推進	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）や固定的な性別役割分業意識を解消するため、幼児教育、学校教育、生涯学習において男女平等意識の啓発を推進する。	人権推進室 生涯学習スポーツ課 教育支援課
9	国際化に関する講座の実施	市民一人一人の国際意識を高めるため、国際化に関する講座を実施し、市民の異文化理解を図る。	地域活動推進課
10	平和展の実施	平和に関するパネル等を市役所で展示し、市民の平和意識の高揚を図る。	人権推進室
11	環境講座の実施	環境保全に係る市民意識の向上を図るため、環境講座を実施する。	環境課
12	消費生活講座の実施	市民を対象に、豊かで安全な生活を送るため、消費生活講座（対象：一般、高齢者）を実施する。	産業振興課
13	高齢者に対する介護予防事業の実施	高齢者が介護を必要とする状態になることを予防するため、介護予防講演会や介護予防教室、運動器の機能向上のプログラム等を実施する。	介護保険課
14	健康づくり講演会の実施	保健師、栄養士、歯科衛生士などが講師となり、健康に関する講演会を行う。	保健センター
15	子育てに関する講座の実施	就学時健康診断や入学説明会などの機会を活用し、専門的な知識や経験を有する者が講師となり、家庭教育や思春期に関する講座を実施する。	こども支援課
		子育てに関する講座を継続的に実施し、家庭における教育力の向上を図る。	中央公民館
16	健康教室の実施	市民が健康に対する正しい認識を持ち、自ら健康づくりを実践していけるよう、生活習慣改善等を目的とした健康教室を開催する。	保健センター

No.	事業名	概要	担当課
17	精神保健講座の実施	精神障がい者への地域住民の関心と理解を深めるため、保健所等の関係機関と協力しながら講座を実施する。	保健センター
18	総合型地域スポーツクラブの推進	幅広い世代が参加でき、地域のコミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの事業推進を支援する。	生涯学習スポーツ課
19	I C T社会に対応した講座の充実	パソコンやスマートフォンなど暮らしの身近になったI C T（情報通信技術）に対応するため、幅広い世代に応じた様々な講座を実施する。	中央公民館 生涯学習スポーツ課

### イ 学習に参加しやすい環境づくり

青少年から高齢者まで様々な年代に対応した生涯学習を支えるため、各年代にあった学習プログラムを提供します。また、多様な市民が、能力開発を通じて自己実現を図る機会を提供するとともに、学習に参加しやすい環境づくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	生涯学習講座の充実 [再掲]	多岐にわたる市民の学習ニーズを把握し、的確に応えるため、生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
2	公民館・コミュニティセンター講座の充実 [再掲]	市民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館・コミュニティセンターの学習プログラムの研究に努めるとともに、課題別講座を含め講座の充実を図る。	中央公民館
3	にいぎプラスカレッジの実施	市内3大学の協力を得て、体系化した高度で多様な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
4	市内大学公開講座の実施	市内3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
5	新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施 [再掲]	市立小学校の特別教室等を利用して、地域のボランティアが指導者となって文化・スポーツ・学習等、様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
6	大学開放授業講座の実施	高齢者や団塊世代の方々に、大学の授業科目の一部を開放し、受講者の生活の充実や社会参加のきっかけづくりを目指す。	生涯学習スポーツ課
7	人権問題に関する啓発	同和問題を始めとする様々な人権問題への理解と認識を深めるため、広報等への啓発記事の掲載や啓発物品を作成し、各種研修会等を通じて配布する。	人権推進室 生涯学習スポーツ課 中央公民館 教育支援課

No.	事業名	概要	担当課
8	人権標語・ポスター展の実施 [再掲]	人権意識の高揚を図るため、小中学生から人権標語・ポスターの募集を行い、優秀作品の展示をする。	生涯学習スポーツ課
9	子どもの放課後等の居場所づくり事業の実施 [再掲]	学校・家庭・地域の連携を強化して子どもたちが安全・安心な放課後等を過ごせる居場所づくりを進める。	生涯学習スポーツ課
10	子どもの放課後居場所づくり事業と放課後児童保育室の連携 [再掲]	放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後居場所づくり事業及び放課後児童保育室を実施する同一小学校において、校庭や体育館等の共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を一体的に実施する。	保育課 生涯学習スポーツ課
11	ちびっこふるさと探検隊の実施 [再掲]	友好姉妹都市である栃木県那須塩原市と新座市の小学生が、両市を交互に訪問し合い、それぞれの史跡や文化を楽しく学びながら親交を深める。	地域活動推進課
12	交通安全教室の実施 [再掲]	関係機関と連携し、小学生や高齢者などを対象とした交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発を図る。	交通政策課
13	こどもエコクラブ事業 [再掲]	こどもエコクラブ事業として、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援する。	環境課
14	就労支援セミナーの実施	埼玉県等と連携しながら定期的に雇用セミナーを開催し、若年者、中高年の方等の就業機会の確保を図る。	産業振興課

## (2) 生涯学習施設の整備・充実

### ア 民間事業者と連携した運営体制

個々の年代の市民ニーズに対応した生涯学習を支えるため、市民の文化活動や学習活動の拠点である市民会館、ふるさと新座館や図書館、市民の健康増進と生涯スポーツの振興を図るスポーツ施設において、民間等事業者と連携し、効果的な運営及び公益的な事業展開を進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	市民会館の充実	平成28年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者と連携しながら、ハード面及びソフト面の両面から施設の充実を図る。	生涯学習スポーツ課

No.	事業名	概要	担当課
2	ふるさと新座館の充実	市民の学習活動や文化活動の拠点として、指定管理者と連携しながら、安全の確保など適切な施設運営に努めるとともに、利用の促進に努める。	中央公民館 生涯学習スポーツ課
3	図書館の充実	市民の多様化する学習の支援を図るため、福祉の里図書館等においては指定管理者と連携しながら、図書館サービスの充実を図る。	中央図書館
4	スポーツ施設の充実	指定管理者と連携しながら、親しみやすく、幅広い市民のニーズに対応したスポーツ施設の充実を図る。	生涯学習スポーツ課

### イ 生涯学習施設などの整備・充実

地域拠点として市民の身近な施設である公民館やコミュニティセンター、図書館等生涯学習施設の計画的な整備・改修に取り組みます。また、各地域にある集会施設や公園・児童遊園なども生涯学習の拠点と捉え、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	生涯学習施設の充実	幅広い年代に対応した生涯学習を支えるため、文化活動や学習活動の拠点として利用しやすい施設の整備・充実を図るとともに、利用促進に努める。	生涯学習スポーツ課 中央公民館 中央図書館
2	公民館・コミュニティセンターの改修 [再掲]	市民の身近な施設である公民館・コミュニティセンターの改修を計画的に実施する。また、青少年活動団体の施設の有効利用支援を図る。	中央公民館
3	市民会館の整備・改修	文化芸術の拠点となるよう市民会館の整備・充実を図る。また、耐用年数を超過した機器類の計画的な入替えについて検討する。	生涯学習スポーツ課
4	新たな生涯学習施設の検討	市民の学習活動を支援するため、新たな生涯学習施設の設置について検討する。	生涯学習スポーツ課
5	展示スペースの整備	公民館・コミュニティセンターにおける文化芸術関連設備の整備・充実を図るとともに、利用可能なスペースを活用し、文化芸術の拠点づくりを進める。	中央公民館
6	集会所の整備	集会所について、老朽化への対応を図るとともに、施設の在り方を含め整備の方向性を検討する。	地域活動推進課

No.	事業名	概要	担当課
7	地域会館等の整備への助成	町内会等の地区団体が実施する地域会館・小公園等の整備に対し補助を行い、地域負担の軽減を図る。	地域活動推進課
8	体験型農園等の設置	生産緑地の有効活用を図るため、体験型農園としての活用を推進するとともに、農業の観光農園化について農業団体と連携しながら推進する。	産業振興課
9	公共施設整備におけるバリアフリー化の推進	障がい者や高齢者等が安全・安心に生活し、社会参加ができるようバリアフリーのまちづくりを行政各分野で総合的に推進する。	関係各課
10	学校ふるさと構想の推進 [再掲]	恵まれた新座の自然環境の中で、自然体験活動や農業体験を通して、豊かな心を育むために学校教育林と学校教育農園を設置する。また、学校緑化を支援する。	教育支援課
11	スポーツ施設の設置	市民が楽しみながら健康の維持・増進が図れるよう、市民のニーズに対応したスポーツ施設の設置を検討する。	生涯学習スポーツ課
12	スポーツ施設の整備・改修	生涯スポーツ振興のため、計画的に総合体育館、運動場、庭球場等の整備・改修を実施していく。	生涯学習スポーツ課
13	地域公共交通の充実	市内公共施設や病院などをネットワーク化する地域公共交通の充実に努める。	交通政策課
14	平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備	都市緑地法に基づく近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内地について、樹木の保全を図るため助成事業を実施する。	みどりと公園課
15	妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備	都市緑地法に基づき、都市計画決定された妙音沢特別緑地保全地区を自然と共生した環境保全型の緑地とするため、保全・整備を推進する。	みどりと公園課
16	憩いの森の保全・整備	「住環境と自然環境の調和したまち新座」を目指し、みどりの保全協定による憩いの森の保全・整備に努める。	みどりと公園課
17	総合運動公園の整備	多くの市民が利用でき、多様なスポーツなどに対応できる整備を推進する。	みどりと公園課 生涯学習スポーツ課
18	新座セントラルキッズパークの整備	市民の憩いの場や自然と触れ合う場所を確保するため、道場一丁目地内に地域の中核となる市のシンボリックな都市公園を整備する。	みどりと公園課

No.	事業名	概要	担当課
19	(仮称)大和田三丁目公園整備	大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い、魅力ある街区公園を整備する。	みどりと公園課
20	身近な公園・児童遊園の整備	小規模な公園や児童遊園の再配置を進めるとともに、老朽化した公園のリニューアルに取り組み、整備を進める。	みどりと公園課
21	街区公園の整備	土地区画整理事業に伴い、街区内の居住者の利用を目的とした街区公園を整備する。	みどりと公園課
22	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備	通学路の安全確保と観光都市づくりの一環として、野火止用水沿いの遊歩道を整備し、魅力付けを図る。	道路河川課
23	河川・用水沿い遊歩道の維持管理	柳瀬川、黒目川及び野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努める。	道路河川課
24	歴史民俗資料館の充実	新座市の歴史、民俗、考古に関する資料の収集、保存、活用を行うとともに、講座・体験学習及び地域伝承事業を通じ、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する。	歴史民俗資料館
25	新座市民ギャラリーの有効活用	市民の日頃の活動の成果を発表する場を提供するため、市民ギャラリーの周知を図るとともに、充実に努める。	生涯学習スポーツ課

### (3) 自主的な活動の支援・充実

#### ア 活動団体等への支援の充実

様々な社会活動、文化芸術活動、ボランティア活動、地域のコミュニティ活動など市民の自発的・自主的な活動団体や地域の課題解決に取り組む団体等への支援の充実に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	地域コミュニティ活動団体への支援	住みよいまちづくり、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町内会連合会及び町内会への助成や支援を行う。	地域活動推進課
2	人権教育団体への支援	同和問題を始め、様々な人権問題解消のため、人権教育団体を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	国際交流団体への支援	行政と市民の双方から国際化を推進するため、国際交流団体の活動を支援し、国際交流を推進する。	地域活動推進課

No.	事業名	概要	担当課
4	社会福祉協議会への助成	市民との協働による地域福祉を推進するため、その中心的役割を担う新座市社会福祉協議会へ助成を行い、ボランティアの育成や地域福祉活動の取組を行う。	福祉政策課
5	シルバー人材センターへの支援	高齢者に働きがいと生きがいを与えるとともに活力ある地域社会をつくるため、公益社団法人新座市シルバー人材センターの機能の充実を支援する。	長寿はつらつ課
6	老人クラブ活動への支援	様々な文化活動や社会参加活動を通じて教養の向上や健康増進を図るため、地域社会との交流の場を提供する老人クラブの活動を支援する。	長寿はつらつ課
7	青少年教育振興事業実施団体等への助成 [再掲]	青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充を図るため、青少年教育振興事業（芸術文化振興、スポーツ振興、地域交流事業等、青少年のボランティア活動）を行う個人・団体に対し助成を行うとともに、青少年教育振興基金制度の周知を図る。	生涯学習スポーツ課
8	青少年健全育成事業への支援 [再掲]	次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、その方策について審議を行い、事業実施団体を支援する。	生涯学習スポーツ課
9	青少年育成団体への助成 [再掲]	子どもたちの学校外活動を充実させるため、体験活動事業等を行う青少年団体に対し助成を行う。また、地域による青少年健全育成の充実を図るため、各中学校区ふれあい地域連絡協議会に対し助成を行う。	生涯学習スポーツ課
10	社会教育団体への支援	社会教育団体が目的遂行のための事業活動を自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援する。	生涯学習スポーツ課
11	文化芸術団体等への支援	市民主体の文化芸術活動を促進させるため、市文化協会への補助及び文化芸術に関わるNPOや自主グループ及び個人の活動を支援する。また、文化芸術振興に関連する情報の収集と提供を行う。	生涯学習スポーツ課
12	スポーツ協会への支援	スポーツ協会と連携して市のスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、スポーツ協会の運営を支援する。	生涯学習スポーツ課

## イ 生涯学習に関する情報収集・情報発信の強化

市民の自発的・自主的な活動を支援するため、生涯学習に関する情報収集・情報発信の強化に努めます。また、市や図書館のホームページの充実を図るとともに、各種情報誌（紙）やSNSなど多様なメディアによる情報提供に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	公共施設予約システムの活用	平成23年度に導入した公共施設予約システムについて、システムの継続運用を行うとともに、対象施設の追加の検討等更なる充実を図る。	情報システム課 生涯学習スポーツ課 中央公民館
2	にいざの生涯学習の充実	市内各公民館・コミュニティセンターで活動しているサークルやイベント等の情報を収集し、発信し、市民の学習活動を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	ホームページの充実（市）	掲載情報の充実及びウェブアクセシビリティに配慮し、高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の人が利用しやすいホームページとする。 また、SNSなどを活用し、積極的に市の情報を発信する。	シティプロモーション課
4	ホームページの充実（図書館）	市民の自発的・自主的学習活動を支援するため、使いやすく、様々な情報を提供できるよう図書館ホームページの充実を図る。	中央図書館
5	文化芸術情報の提供	文化芸術団体・サークル等の活動情報など、市民が必要な情報を身近に入手できる体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
6	広報紙の充実	市民に読みやすく親しまれる紙面づくりを進め、市民カメラマン制度などにより行政と市民が一体となった広報紙の充実を図る。 また、スマートフォン・タブレット向け無料アプリ「i広報紙」の導入など、より多くの多くの人に広報にいざを読んでいただけるような手法を推進する。	シティプロモーション課
7	市民くらしの便利帳の発行	市の業務内容、市内公共施設などを掲載し、市民の利用の便に供するくらしの便利帳を発行（配布）する。	シティプロモーション課
8	市PRビデオの制作・活用	市を紹介する動画を制作し、新座市を市内外へPRする。また、民間が制作した動画も活用する。	シティプロモーション課

No.	事業名	概要	担当課
9	男女共同参画意識の啓発	性別による役割分業意識を解消するため、男女共同参画に関する資料の整備や情報提供等を行う。	人権推進室
10	外国人市民のための生活ガイドブックの配布	市内在住外国人の母国語の中で使用の多い言語を考慮し、外国語を併記した生活ガイドブックを配布する。また、市ホームページにも同じ情報を掲載する。	地域活動推進課
11	子育て通信、子育て情報誌の配布	子育て中の親の必要な情報(子育て支援サービス、公共施設案内、幼稚園・保育園情報等)が掲載された「子育て情報誌」を発行する。また、紙面の内容をホームページに掲載する。	こども支援課
12	健康に関する情報提供機会の充実	禁煙啓発・熱中症予防等、健康に関する知識の普及のため、時事に応じた情報提供を行う。	保健センター
13	文化財映像記録保存事業の実施	無形文化財や史跡・天然記念物等の貴重な文化財を映像として記録し、活用を図ることで、市民の郷土愛を育む。	歴史民俗資料館
14	地域伝承記録集の作成	市内に伝わる各種伝承について、分野・種類別に分け、聞き取り調査を実施し、記録として残す。	歴史民俗資料館
15	文化財刊行物の配布	市内の文化財を紹介するマップ・ガイド、小冊子などの刊行・配布を行い、文化財への関心を高め、地域文化の高揚を図る。	歴史民俗資料館
16	メディアの活用	観光用ウェブサイトを運営するとともに、地域FM局や地元ケーブルテレビの積極的な活用等、多様な媒体を活用する。	シティプロモーション課
17	報道機関への情報提供	報道機関各社に対する情報提供、定例記者会見等により、市の施策や地域の活動などを積極的にPRする。	シティプロモーション課
18	ボランティア・市民活動情報の収集・発信	ボランティアを始めとする市民活動により多くの市民が自主的に参画できるよう、多様な活動情報を効果的に収集し、発信する。	地域活動推進課
19	ガイドマップ・ガイドブックの作成及び配布	歳時記、ウォーキング、おいしい店等の情報を盛り込んだガイドマップやブックを作成し、配布する。	シティプロモーション課

No.	事業名	概要	担当課
20	インフォメーションカウンターの設置（観光）	来訪者に対する案内を行うため、ガイドブックやマップを配布するためのインフォメーションカウンターを市内の公共施設等に設置する。	シティプロモーション課
21	外国語併記のリーフレット・案内板・ホームページの作成	新座市の紹介や主要な観光名所について、外国語が併記されたリーフレットや案内板、ホームページ等を作成し、外国人が楽しく観光できる体制を整える。	シティプロモーション課
22	高齢者向け団体の活動情報の発信	高齢者が参加可能なサークル等の情報をまとめた冊子を作成するなど、団体の活動情報を発信する。	介護保険課

#### ウ 多様化する学習への支援・学習相談体制の充実

市民の多様化する学習を支援するため、各公民館・コミュニティセンターに社会教育指導員を配置し、社会教育に関する相談の充実を図ります。また、図書館資料の充実を図るとともに、レファレンス機能を拡充し、図書館サービスの推進を図ります。

No.	事業名	概要	担当課
1	図書館情報システムの充実	市民の自発的・自主的な学習活動を支援するため、各種データベースの提供により、図書館サービスの推進を図る。	中央図書館
2	文化財資料のデータベース化	各種文化財調査資料等、過去に収集された資料をデータベース化し、資料管理を推進する。	歴史民俗資料館
3	社会教育団体への相談体制の充実	各公民館・コミュニティセンターに配置されている社会教育指導員及び職員による社会教育団体の指導及び相談の充実を図る。	中央公民館
4	図書館資料の充実	市民の多様化する学習の支援を図るため、図書館資料を整備・充実し、図書館サービスの推進を図る。	中央図書館
5	レファレンスサービスの充実	市民の多様化する学習の支援を図るため、メールレファレンス等レファレンスサービスを拡充し、図書館サービスの推進を図る。	中央図書館
6	電子図書館の充実	市民の多様化する学習の支援を図るため、利便性の高い電子図書館を充実し、図書館サービスの推進を図る。	中央図書館

#### (4) 学習の成果をいかす仕組みづくり

##### ア 発表の機会の充実

市民が日頃から行っている生涯学習や文化芸術活動等の成果を発表・鑑賞する機会の充実を図ります。また、発表・鑑賞の場を通じて、更なる市民間交流や地域の活性化、新たな学習や活動の発展につなげます。

No.	事業名	概要	担当課
1	公民館・コミセンまつりの実施	公民館・コミュニティセンターで活動しているサークルが、日頃の成果を発表する場として、公民館・コミセンまつりの充実を図る。	中央公民館
2	市民まつり文化祭への支援	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりとするため、市民まつり文化祭を主管する文化祭実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	市民まつり体育祭への支援	市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進及び町内会の交流を目的とした、市民まつり体育祭を主管する体育祭実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
4	市民総合体育大会の実施	市民総合体育大会を開催し、スポーツ協会加盟団体により、多くの競技・種目を実施する。	生涯学習スポーツ課
5	市民まつりへの助成	市民参加による心の触れ合いの場とふるさとづくりの促進を図るため、市民まつり各実行委員会への助成を行う。	産業振興課 保健センター 生涯学習スポーツ課
6	リサイクルマーケットの実施	市民のリサイクル意識の高揚を図るため、年1回（秋）実施する。	環境課
7	福祉フェスティバルの実施	福祉団体等の日頃の活動の発表の場として、新座市社会福祉協議会と協力し、新座市福祉フェスティバルを実施する。	福祉政策課

##### イ ボランティア・市民活動の場の提供

図書館、公民館などにおける社会教育活動や教育現場、地域活動において、ボランティア・市民活動の場を提供します。

No.	事業名	概要	担当課
1	ボランティアの養成と活動の場の提供	公民館・コミュニティセンター活動を中心とするボランティアを養成するとともに、講座の講師や企画準備委員としてボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。 また、子どもの読書活動を始めとする各種図書館ボランティアを養成するため、講座や研修会を開催し、ボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。	中央公民館 中央図書館

No.	事業名	概要	担当課
2	学校応援団の実施 [再掲]	地域の教育力向上を図るため、地域住民が学校支援ボランティアとして学校の教育活動に参画する。また、小・中学校に配置された学校応援コーディネーターが学校の要請に応じてボランティア活動を調整して有効に機能させるなど、地域ぐるみで学校教育を支援する体制「学校応援団」を継続する。	教育支援課
3	コミュニティ・スクールの推進 [再掲]	「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールを小・中学校で推進し、教育の充実を図る。学校教育の充実とともに、学校を核とした地域人材の交流、地域の活性化を視野に入れる。	学務課
4	ボランティア指導員の配置 [再掲]	中学校における部活動の充実を図るため、ボランティア指導員を配置する。	教育支援課
5	ボランティア等による公園の管理	市民参加による公園の管理を行う。	みどりと公園課
6	地域住民による道路維持管理体制の構築	地域住民による清掃、草刈りなど協働による道路維持管理体制づくりに取り組む。	道路管理課
7	ボランティア団体による清掃活動の実施	環境美化を推進するため、ボランティア団体による道路等の定期的な清掃活動及び違反広告物の除去の支援を行う。	環境課
8	新座っ子ぱわーあっぷくらぶの実施 [再掲]	市立小学校の特別教室等を利用して、地域のボランティアが指導者となって文化・スポーツ・学習等、様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
9	環境保全協力員による環境保全活動の推進	新座市環境保全協力員によるまち美化活動、エコライフデーなどの環境保全活動を推進する。	環境課
10	地域クリーン活動の推進	市内全61町内会が実施する市内の道路・公園等の公共の場所に散乱する空き缶・空き瓶・紙くず等の清掃活動に対してサポートを行う。	環境課

No.	事業名	概要	担当課
11	ボランティア団体による緑地保全活動の実施	先人たちが築き上げてきた「木もれ日」がさす美しい雑木林」を守り、育てるため、グリーンサポーターやみどりの保全巡視員を始めとした市民ボランティアと連携しながら緑地保全活動を進める。	みどりと公園課

### ウ ボランティア・指導者の育成、システムの構築

地域の課題解決や市民の生涯学習の提供に貢献する個人・団体を育成するとともに、各種ボランティア指導者や団体などに対する講習会・研修の機会の充実を図ります。また、市民の学習ニーズやボランティア意欲に応えるシステムを構築し、生涯学習の成果を地域の活動やまちづくりにいかすことができる仕組みづくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	ボランティアの育成	市民に対して、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めることを目的として、誰もがボランティア活動に参加できる環境の整備を図る。また、外出介助、手話通訳、要約筆記、スポーツ指導等の専門的なボランティアの育成を図る。	障がい者福祉課 (福祉の里障がい者福祉センター)
2	文化芸術分野の人材の登用	市民に広く文化芸術を伝える担い手として、文化芸術活動に積極的に取り組む市民をイベントにおける発表の場などで登用する。	生涯学習スポーツ課
3	生涯学習ボランティアバンクの充実	市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に応えるため、新しい活動分野を開拓し、人材を発掘し、ボランティアバンクの充実を図る。 また、ボランティアバンクの制度を広く周知し、市民に利用してもらうため、ボランティア情報を提供する。	生涯学習スポーツ課
4	ボランティア指導員の登用	指導者の活躍の場を広げ、市民のニーズに応えるため、「生涯学習ボランティアバンク」スポーツ分野の充実に努める。	生涯学習スポーツ課
5	「にいぎの地域活動だより」の充実	より多くの市民が自主的にボランティアを始めとする地域活動に参画できるように、機関紙「にいぎの地域活動だより」を定期的に発行するとともに、より一層の内容の充実を図る。	地域活動推進課

No.	事業名	概要	担当課
6	市民公益活動保障制度の運用	ボランティアを始めとした公益的な市民活動を行う団体が、万が一活動中に事故に遭遇した場合に、負担を強いられないよう、活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるような環境づくりを推進する。	地域活動推進課
7	市民活動支援制度の確立	自主的に公益的な活動を行っているボランティアや市民活動団体の活動が活性化するよう、助成金などの支援制度の確立を目指し、調査・研究を行う。	地域活動推進課
8	地域福祉ボランティア及びNPOの育成支援	市民との協働による地域福祉を推進するため、その中心的役割を担う新座市社会福祉協議会と共に、地域福祉ボランティアやNPO育成の支援を行う。	福祉政策課
9	観光ボランティアガイドの充実	観光都市にいざづくりの担い手を確保するため、観光ボランティアガイド養成講座を開催するとともに、観光ボランティアガイド事業をコミュニティビジネスとして成り立たせるような仕組みづくりについて調査・研究する。	シティプロモーション課
10	外国語ボランティアの充実	日本人だけでなく、外国人にも市の魅力を知ってもらうため、観光ボランティアガイドが外国語ボランティアを活用する仕組みづくりについて調査・研究をする。	シティプロモーション課
11	指導者養成講習の実施及び支援	指導者の資質向上を図るため、スポーツ推進委員、スポーツ協会加盟団体及び地域スポーツ指導者を対象とした講習会を実施及び支援する。	生涯学習スポーツ課
12	職員への人権問題研修の実施	同和問題を始めとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、職員階級別に研修会を実施し、職員の資質向上に努める。また、関係団体が主催する各種研修会等へ職員の派遣や関係図書等の購入により、情報収集や調査・研究に努める。	人権推進室 生涯学習スポーツ課

## (5) 関係機関との連携・協力

### ア 関係機関との連携・協力

市民や地域の学習機会の充実を図るため、小・中学校と連携し、学校施設の開放や余裕教室の活用を推進します。学校と図書館が連携して、子どもの読書活動の機会の拡充を図ります。また、市内3大学やNPO等関係機関と連携・協力し、市民の多様化・高度化する学習機会の提供に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	学校施設の開放 [再掲]	学校施設を開放し、地域の学習機会の充実、スポーツ・レクリエーション団体の活動場所及び青少年の遊び場の確保を図る。	教育総務課 生涯学習スポーツ課
2	余裕教室の活用 [再掲]	学校の余裕教室を生涯学習の場として活用する。	生涯学習スポーツ課
3	市内大学公開講座の実施 [再掲]	市内3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
4	にいぎプラスカレッジの実施 [再掲]	市内3大学の協力を得て、体系化した高度で多様な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
5	子ども大学にいぎの実施 [再掲]	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
6	大学ネットワーク新座の充実	市内3大学と市教育委員会が連携・協力を図るための組織として設置している大学ネットワーク新座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
7	大学開放授業講座の実施 [再掲]	高齢者や団塊世代の方々に、大学の授業科目の一部を開放し、受講者の生活の充実や社会参加のきっかけづくりを目指す。	生涯学習スポーツ課
8	大学との連携の実施（観光）	地域に愛着を持ってもらい、市に関心を持つ人々を増やすため、市内3大学の学生を中心に各種イベントで連携をする。	シティプロモーション課
9	大学の施設利用	立教大学新座キャンパス内屋内プール、十文字学園女子大学サッカー場など、市内3大学が持つ施設を市民が利用できるよう大学との連携を図る。	生涯学習スポーツ課
10	子ども読書活動機会の推進 [再掲]	子どもの読書活動を推進するために、学校と連携し、学級訪問、図書館訪問、図書団体貸出し等を充実させる。また、子どもの読書活動を推進するために図書館協議会を開催し、意見を聴く。	中央図書館

No.	事業名	概要	担当課
11	近隣自治体との施設相互利用の推進	市民の日常生活圏の拡大や生活様式の多様化・高度化に伴い、市民サービスを広域的に行うため、近隣自治体との施設の相互利用を推進する。	中央図書館

### イ 市民・団体間の交流の促進、ネットワークづくりの支援

生涯学習への市民参加を更に推進するため、関係団体と連携・協力し、市民同士や団体間の交流の促進に努めます。また、地域において同じような課題を抱えたり、同じような趣向・技術などを持つ個人や団体がネットワークをつくり、支え合いながら課題の解決や技術の向上などを図っていただけるように支援します。

No.	事業名	概要	担当課
1	国内友好姉妹都市との交流	コミュニティ活動の一環として、国内友好姉妹都市である栃木県那須塩原市及び新潟県十日町市との都市間交流を推進する。	地域活動推進課
2	友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進	友好（姉妹）都市であるフィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国済源市及びドイツ連邦共和国ノイルツピン市との交流を更に推進するとともに、市民レベルの交流が深まるよう、交流分野の拡大を検討する。 また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でホストタウンとなったブラジル連邦共和国と交流を行っていく。	地域活動推進課
3	文化交流事業への支援	文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、その他文化団体との交流事業を支援する。	生涯学習スポーツ課
4	文化芸術活動に関するネットワークの構築	文化芸術活動団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、市文化協会への支援のほか、文化芸術活動団体の活動情報を提供することにより、文化芸術活動を行う市民間で情報や資源の共有を図る。	生涯学習スポーツ課
5	パブリック・コメント制度の推進	市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政参画を促進することを目的として、対象となる施策等について、パブリック・コメント手続を実施する。	秘書広聴課

No.	事業名	概要	担当課
6	市長への手紙、ファックス、メール制度の充実	市民の市政に関する意見、要望、苦情等を把握し、市民の意向を市政に反映させるために、市民が気軽に意見等を市に寄せることができるよう、「市長への手紙、ファックス、メール制度」の充実を図る。	秘書広聴課
7	小・中学生及び市内3大学学生からの提案等の場の充実 [再掲]	未来を担う子どもたちのユニークな意見を市政に反映させるとともに、市政に対する理解と関心を深めるため、また、柔軟な思考により斬新なアイデアの提案が期待できる大学生から市政に対する提言等を受けるため、小・中学生及び市内3大学学生からの提案等の場の充実を図る。	秘書広聴課
8	新座市長とタウンミーティングの充実	市長自ら地域に赴き、市民の要望、意見、提言等を伺い、市民の声をいかした市政を推進するため、「新座市長とタウンミーティング」の充実を図る。	秘書広聴課
9	教育懇談会の充実	教育行政に対する市民の意見や要望等を把握し、教育行政に反映させるため、教育懇談会の充実を図る。	教育総務課
10	市民意識調査の実施	市民の生活環境に対する意識や市政への要望、評価等を把握し、市政運営の基礎的資料を収集するために「市民意識調査」を実施する。	秘書広聴課
11	ホタルの里づくりの推進	市民と行政が協働してホタルの飼育を行い、地域コミュニティの活性化、市民の環境保全意識の向上、観光資源化等を図る。	地域活動推進課
12	人権フェスティバルへの参加・協力	差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを推進するため、北足立郡内の各市町と関係団体が連携し、同和問題を始めとする様々な人権問題の当事者と交流を深める機会を設け、市民の人権意識の高揚を図る。	人権推進室 生涯学習スポーツ課
13	国際交流デー実施への支援	市民と外国人市民が異文化交流の場で触れ合い、相互理解を深めるため、新座市国際交流協会が主催する国際交流デー事業の開催を支援する。	地域活動推進課

No.	事業名	概要	担当課
14	青少年海外派遣の実施	ホームステイによる生活体験等を通じて、青少年の国際感覚及び国際認識を高めるため、市内在住の中学生を友好姉妹都市に派遣する。また、郷土意識の高揚を促進するため、派遣前に研修会等を実施する。	地域活動推進課
15	国際化関係団体のネットワーク化の推進	日本で暮らす外国人市民が抱える問題点等の把握に努めるため、国、県、国際交流団体等の関係機関・団体と連携し、国際化に対応したまちづくりのためのネットワーク化を推進する。	地域活動推進課
16	空き店舗の新たな有効活用	商店街活性化のため、空き店舗を利用して行う事業に対する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討する。	産業振興課
17	地域福祉ネットワークの構築	地域福祉団体や福祉施設等が連携して地域福祉活動に取り組めるよう、地域福祉ネットワークづくりを進める。	福祉政策課
18	高齢者いきいき広場の充実	介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、各小学校区の余裕教室等を活用した「高齢者いきいき広場」の充実を図る。	長寿はつらつ課
19	老人福祉センターの充実	高齢者を対象に、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するため、老人福祉センターの充実を図る。	長寿はつらつ課
20	地域子育て支援拠点事業の実施	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、子育て家庭の支援活動の企画・調整、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導等を実施する。	こども支援課
21	児童センター業務の充実 [再掲]	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、児童センター業務の充実を図る。	こども支援課
22	障がい者福祉センター事業の充実	健常者及び健聴者を対象とした手話講座、通訳養成講座等を通して、誰もが共に歩むことのできる心のバリアフリー化の推進を図る。	障がい者福祉課 (福祉の里障がい者福祉センター)

No.	事業名	概要	担当課
23	障がい者就労支援センターの充実	障がい者の就労支援の充実を図るため、授産活動等の福祉施設利用者の一般就労への移行を進め、在宅者や離職者の再就職を促進するとともに、企業に障がい者の就労の理解と協力を求める。	障がい者福祉課 (障がい者就労支援センター)
24	二十歳の集いの実施 [再掲]	式典対象者で構成する新座市二十歳の集い実行委員会が企画・運営を行い、二十歳の集いを実施する。	生涯学習スポーツ課

## 基本施策Ⅲ 文化芸術

少子高齢化やグローバル化の進展など、文化芸術を取り巻く状況が大きく変化する中で、文化芸術の振興にとどまらず、まちづくりや教育等の幅広い分野と連携して文化芸術関連施策を推進していくことが求められています。

新座市では、市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、文化芸術団体・サークルの活動の支援や文化芸術活動の成果を発表する機会の提供などに取り組んできました。一方で、団体・サークルのメンバーの高齢化や後継者不足などが課題となっています。このため、一人でも多くの市民が本市の文化芸術活動に関心が持てるような機会を創出し、これまで団体・サークルが培ってきた伝統や文化の継承を進めていく必要があります。

また、市内に数多く存在する有形・無形の文化資産や伝統文化は、地域の特性を生み出す源流であり、こうした歴史的資源を積極的に活用して新座らしさを高めていくとともに、次代に継承していく必要があります。

### 1 文化芸術活動の振興

#### (1) 文化芸術活動の環境整備

##### ア 文化芸術関連団体・個人への支援の充実

市民の自主的・主体的な文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関わる団体・個人の活動を支援するとともに、市内の文化芸術活動をバックアップする体制づくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	文化芸術団体等への支援 [再掲]	市民主体の文化芸術活動を促進させるため、市文化協会への補助及び文化芸術に関わるNPOや自主グループ及び個人の活動を支援する。また、文化芸術振興に関連する情報の収集と提供を行う。	生涯学習スポーツ課
2	老人クラブ活動への支援 [再掲]	様々な文化活動や社会参加活動を通じて教養の向上や健康増進を図るため、地域社会との交流の場を提供する老人クラブの活動を支援する。	長寿はつらつ課
3	社会教育団体への支援 [再掲]	社会教育団体が目的遂行のための事業活動を自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援する。	生涯学習スポーツ課
4	青少年教育振興事業実施 団体等への助成 [再掲]	青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充を図るため、青少年教育振興事業（芸術文化振興、スポーツ振興、地域交流事業等、青少年のボランティア活動）を行う個人・団体に対し助成を行うとともに、青少年教育振興基金制度の周知を図る。	生涯学習スポーツ課

## イ 文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実

文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図り、文化芸術を創造する人が活動しやすく、子どもや若者を含めた市民の誰もが文化芸術に触れ、関心を持てる機会を創出します。また、世代を超えた人と人との交流や文化芸術が循環するまちづくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	市民まつり文化祭への支援 [再掲]	市民の文化芸術の鑑賞・創造・発表・交流の場づくりとするため、市民まつり文化祭を主管する文化祭実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
2	公民館・コミセンまつりの実施 [再掲]	公民館・コミュニティセンターで活動しているサークルが、日頃の成果を発表する場として、公民館・コミセンまつりの充実を図る。	中央公民館
3	子どもの文化芸術環境の充実 [再掲]	青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となって子どもたちが文化に親しむ環境の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
4	小・中学校音楽会の実施 [再掲]	児童生徒の表現力を高めるとともに、豊かな情操を培うため、音楽会を開催する。	教育支援課
5	生涯学習講座の充実 [再掲]	多岐にわたる市民の学習ニーズを把握し、的確に応えるため、生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
6	公民館・コミュニティセンター講座の充実 [再掲]	市民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館・コミュニティセンターの学習プログラムの研究に努めるとともに、課題別講座を含め講座の充実を図る。	中央公民館
7	子ども読書活動機会の推進 [再掲]	子どもの読書活動を推進するために、学校と連携し、学級訪問、図書館訪問、図書の団体貸出し等を充実させる。また、子どもの読書活動を推進するために図書館協議会を開催し、意見を聴く。	中央図書館
8	福祉フェスティバルの実施 [再掲]	福祉団体等の日頃の活動の発表の場として、新座市社会福祉協議会と協力し、新座市福祉フェスティバルを実施する。	福祉政策課
9	新座市民ギャラリーの有効活用 [再掲]	市民の日頃の活動の成果を発表する場を提供するため、市民ギャラリーの周知を図るとともに、充実に努める。	生涯学習スポーツ課
10	展示スペースの整備 [再掲]	公民館・コミュニティセンターにおける文化芸術関連設備の整備・充実を図るとともに、利用可能なスペースを活用し、文化芸術の拠点づくりを進める。	中央公民館

## ウ 文化芸術分野の人材活用

市民に広く文化芸術を伝える担い手として、講座やイベントなどの機会に、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家など文化芸術分野の人材の活用を図ります。

No.	事業名	概要	担当課
1	文化芸術分野の人材の登用 [再掲]	市民に広く文化芸術を伝える担い手として、文化芸術活動に積極的に取り組む市民をイベントにおける発表の場などで登用する。	生涯学習スポーツ課
2	新座っ子ぱわーあっぷくらぶの実施 [再掲]	市立小学校の特別教室等を利用して、地域のボランティアが指導者となって文化・スポーツ・学習等、様々なクラブを開設する。	生涯学習スポーツ課
3	生涯学習ボランティアバンクの充実 [再掲]	市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に応えるため、新しい活動分野を開拓し、人材を発掘し、ボランティアバンクの充実を図る。 また、ボランティアバンクの制度を広く周知し、市民に利用してもらうため、ボランティア情報を提供する。	生涯学習スポーツ課
4	観光親善大使の活用	本市出身あるいは縁のある著名人を新座市観光親善大使に任命し、それぞれの活躍の分野で本市の魅力を発信していただき、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	シティプロモーション課
5	ボランティアの養成と活動の場の提供 [再掲]	公民館・コミュニティセンター活動を中心とするボランティアを養成するとともに、講座の講師や企画準備委員としてボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。 また、子どもの読書活動を始めとする各種図書館ボランティアを養成するため、講座や研修会を開催し、ボランティアの活躍する機会や場の提供を行う。	中央公民館 中央図書館
6	快適みらい都市づくり出前講座の実施 [再掲]	市職員のほか新座警察署・新座消防署の協力を得て、行政の仕事の説明や職員が持つ専門知識を提供する。	生涯学習スポーツ課

## エ 文化芸術に触れられる環境整備

市民会館、公民館など文化芸術関連施設について、多様化する市民ニーズを把握した上で施設の整備・充実を図り、文化芸術活動の拠点づくりを進めるとともに、市内の様々な施設についても、文化芸術に触れられる場所として活用します。

No.	事業名	概要	担当課
1	学校施設の開放 [再掲]	学校施設を開放し、地域の学習機会の充実、スポーツ・レクリエーション団体の活動場所及び青少年の遊び場の確保を図る。	教育総務課 生涯学習スポーツ課
2	空き店舗の新たな有効活用 [再掲]	商店街活性化のため、空き店舗を利用して行う事業に対する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討する。	産業振興課
3	高齢者いきいき広場の充実 [再掲]	介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、各小学校区の余裕教室等を活用した「高齢者いきいき広場」の充実を図る。	長寿はつらつ課
4	老人福祉センターの充実 [再掲]	高齢者を対象に、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するため、老人福祉センターの充実を図る。	長寿はつらつ課
5	市民会館の充実 [再掲]	平成28年度からの指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者と連携しながら、ハード面及びソフト面の両面から施設の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
6	ふるさと新座館の充実 [再掲]	市民の学習活動や文化活動の拠点として、指定管理者と連携しながら、安全の確保など適切な施設運営に努めるとともに、利用の促進に努める。	中央公民館 生涯学習スポーツ課
7	公民館・コミュニティセンターの改修 [再掲]	市民の身近な施設である公民館・コミュニティセンターの改修を計画的に実施する。また、青少年活動団体の施設の有効利用支援を図る。	中央公民館
8	市民会館の整備・改修 [再掲]	文化芸術の拠点となるよう市民会館の整備・充実を図る。また、耐用年数を超過した機器類の計画的な入替えについて検討する。	生涯学習スポーツ課
9	生涯学習施設の充実 [再掲]	幅広い年代に対応した生涯学習を支えるため、文化活動や学習活動の拠点として利用しやすい施設の整備・充実を図るとともに、利用促進に努める。	生涯学習スポーツ課 中央公民館 中央図書館

No.	事業名	概要	担当課
10	地域公共交通の充実 [再掲]	市内公共施設や病院などをネットワーク化する地域公共交通の充実に努める。	交通政策課
11	バス輸送力強化に関する要望	バス輸送サービスの充実を目指し、バス輸送力の強化促進について事業者に働きかける。	交通政策課
12	レファレンスサービスの充実 [再掲]	市民の多様化する学習の支援を図るため、メールレファレンス等レファレンスサービスを拡充し、図書館サービスの推進を図る。	中央図書館
13	ティーンズコーナー図書の充実 [再掲]	中央図書館及び福祉の里図書館に設置しているティーンズコーナー（おおむね13歳から18歳までを対象）の利用を促進するため、図書の充実を図る。	中央図書館
14	ホームページの充実（市） [再掲]	掲載情報の充実及びウェブアクセシビリティに配慮し、高齢者・障がい者を含め、様々な利用環境の人が利用しやすいホームページとする。 また、SNSなどを活用し、積極的に市の情報を発信する。	シティプロモーション課
15	ホームページの充実（図書館） [再掲]	市民の自発的・自主的学習活動を支援するため、使いやすく、様々な情報を提供できるよう図書館ホームページの充実を図る。	中央図書館
16	公共施設予約システムの活用 [再掲]	平成23年度に導入した公共施設予約システムについて、システムの継続運用を行うとともに、対象施設の追加の検討等更なる充実を図る。	情報システム課 生涯学習スポーツ課 中央公民館

## オ 自然環境を活用した文化芸術

首都近郊にありながらも市内に多く残る雑木林を始めとする豊かな自然環境を有効的に活用し、市民の身近な存在となるような体験型事業等の文化芸術活動を実施します。また、地域が主体となった景観づくりを推進します。

No.	事業名	概要	担当課
1	学校ふるさと構想の推進 [再掲]	恵まれた新座の自然環境の中で、自然体験活動や農業体験を通して、豊かな心を育むために学校教育林と学校教育農園を設置する。また、学校緑化を支援する。	教育支援課

No.	事業名	概要	担当課
2	妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備 [再掲]	都市緑地法に基づき、都市計画決定された妙音沢特別緑地保全地区を自然と共生した環境保全型の緑地とするため、保全・整備を推進する。	みどりと公園課
3	憩いの森の保全・整備 [再掲]	「住環境と自然環境の調和したまち新座」を目指し、みどりの保全協定による憩いの森の保全・整備に努める。	みどりと公園課
4	ボランティア団体による緑地保全活動の実施 [再掲]	先人たちが築き上げてきた「木もれ日がさす美しい雑木林」を守り、育てるため、グリーンサポーターやみどりの保全巡視員を始めとした市民ボランティアと連携しながら緑地保全活動を進める。	みどりと公園課
5	ウォーキング散策ルート の設定	市民や来訪者が、自然や歴史的文化遺産などの地域資源に触れることができるウォーキングルートを開発する。	シティプロモーション課
6	ホタルの里づくりの推進 [再掲]	市民と行政が協働してホタルの飼育を行い、地域コミュニティの活性化、市民の環境保全意識の向上、観光資源化等を図る。	地域活動推進課
7	地域の景観づくり活動の 推進・支援	多様な個性を持つ身近な地域において、地域住民が主体となって行う景観づくりのルールや計画づくりなどの景観づくりを推進する。	都市計画課
8	協働による景観づくり体制の 確立	景観法、新座市景観づくりビジョン及び新座市景観条例に掲げる市民、事業者及び市のそれぞれの役割の下で、景観づくりに取り組む。	都市計画課
9	新座市景観条例等に基づく 規制の実施	良好な景観づくりを推進するため、新座市景観計画及び新座市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物・工作物等に対する市への事前協議・届出を実施する。	都市計画課

## (2) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり

### ア 市民、行政、企業、学校等が連携した文化芸術活動の推進

市民、行政、企業、学校等は、知的・人的など様々な面で文化芸術の資産であると考えます。文化芸術活動の主体となるそれぞれが連携して市の文化芸術活動を推進し、市全体で地域への誇りと愛着を感じることでできるまちづくりを推進します。

No.	事業名	概要	担当課
1	にいぎプラスカレッジの実施 [再掲]	市内3大学の協力を得て、体系化した高度で多様な学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
2	大学との連携の実施（観光） [再掲]	地域に愛着を持ってもらい、市に関心を持つ人々を増やすため、市内3大学の学生を中心に各種イベントで連携をする。	シティプロモーション課
3	市内大学公開講座の実施 [再掲]	市内3大学と連携を図り、公開講座を実施する。	生涯学習スポーツ課
4	子ども大学にいぎの実施 [再掲]	市内大学やNPO団体などの協力の下、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する。	生涯学習スポーツ課
5	文化交流事業への支援 [再掲]	文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、その他文化団体との交流事業を支援する。	生涯学習スポーツ課

## イ 文化芸術を通じた国内・世界との交流

文化芸術を通じた交流を活性化させるため、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、文化芸術団体等との交流を深めるとともに、様々な交流事業に対する支援を行います。

No.	事業名	概要	担当課
1	国内友好姉妹都市との交流 [再掲]	コミュニティ活動の一環として、国内友好姉妹都市である栃木県那須塩原市及び新潟県十日町市との都市間交流を推進する。	地域活動推進課
2	国際交流団体への支援 [再掲]	行政と市民の双方から国際化を推進するため、国際交流団体の活動を支援し、国際交流を推進する。	地域活動推進課
3	国際交流デー実施への支援 [再掲]	市民と外国人市民が異文化交流の場で触れ合い、相互理解を深めるため、新座市国際交流協会が主催する国際交流デー事業の開催を支援する。	地域活動推進課
4	青少年海外派遣の実施 [再掲]	ホームステイによる生活体験等を通じて、青少年の国際感覚及び国際認識を高めるため、市内在住の中学生を友好姉妹都市に派遣する。また、郷土意識の高揚を促進するため、派遣前に研修会等を実施する。	地域活動推進課

No.	事業名	概要	担当課
5	友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進 [再掲]	友好（姉妹）都市であるフィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国済源市及びドイツ連邦共和国ノイルツピン市との交流を更に推進するとともに、市民レベルの交流が深まるよう、交流分野の拡大を検討する。 また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でホストタウンとなったブラジル連邦共和国と交流を行っていく。	地域活動推進課

## ウ 文化芸術に関する情報の収集・提供の充実、ネットワークづくりの支援

文化芸術等に関する情報収集・情報発信に努め、市民の間での情報や資源の共有が図れるよう、市民が求める情報や活用できる情報を入手できる体制を整備します。

また、市民の文化芸術活動相互の連携強化やネットワークづくりを支援するとともに、文化芸術活動を推進する体制をつくりまします。

No.	事業名	概要	担当課
1	文化芸術情報の提供 [再掲]	文化芸術団体・サークル等の活動情報など、市民が必要な情報を身近に入手できる体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
2	にぎの生涯学習の充実 [再掲]	市内各公民館・コミュニティセンターで活動しているサークルやイベント等の情報を収集し、発信し、市民の学習活動を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	広報紙の充実 [再掲]	市民に読みやすく親しまれる紙面づくりを進め、市民カメラマン制度などにより行政と市民が一体となった広報紙の充実を図る。 また、スマートフォン・タブレット向け無料アプリ「i 広報紙」の導入など、より多くの多くの人に広報ににぎを読んでもらえるような手法を推進する。	シティプロモーション課
4	報道機関への情報提供 [再掲]	報道機関各社に対する情報提供、定例記者会見等により、市の施策や地域の活動などを積極的にPRする。	シティプロモーション課

No.	事業名	概要	担当課
5	ボランティア・市民活動情報の収集・発信 [再掲]	ボランティアを始めとする市民活動により多くの市民が自主的に参画できるよう、多様な活動情報を効果的に収集し、発信する。	地域活動推進課
6	ガイドマップ・ガイドブックの作成及び配布 [再掲]	歳時記、ウォーキング、おいしい店等の情報を盛り込んだガイドマップやブックを作成し、配布する。	シティプロモーション課
7	文化芸術活動に関するネットワークの構築 [再掲]	文化芸術活動団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、市文化協会への支援のほか、文化芸術活動団体の活動情報を提供することにより、文化芸術活動を行う市民間で情報や資源の共有を図る。	生涯学習スポーツ課
8	「にいぎの地域活動だより」の充実 [再掲]	より多くの市民が自主的にボランティアを始めとする地域活動に参画できるよう、機関紙「にいぎの地域活動だより」を定期的に発行するとともに、より一層の内容の充実を図る。	地域活動推進課
9	文化芸術推進体制の整備	文化芸術の充実に向けた取組を推進するため、市民と市との連帯と協働による推進体制を整備する。	生涯学習スポーツ課
10	市民まつりへの助成 [再掲]	市民参加による心の触れ合いの場とふるさとづくりの促進を図るため、市民まつり各実行委員会への助成を行う。	産業振興課 保健センター 生涯学習スポーツ課
11	社会教育団体への相談体制の充実 [再掲]	各公民館・コミュニティセンターに配置されている社会教育指導員及び職員による社会教育団体の指導及び相談の充実を図る。	中央公民館

## 2 文化財の保存・活用

### (1) 文化財保護体制の充実

#### ア 保存及び保護の充実

平林寺境内林や野火止用水、市内各地に所在する指定文化財等を次世代に継承するため、必要な対策を講じ、永続的な文化財の保存及び保護を図ります。

また、無形文化財や史跡、天然記念物等の映像や市内に伝わる地域伝承を記録・保存・活用することで、市民の郷土愛を育みます。

No.	事業名	概要	担当課
1	平林寺境内林再生事業等への支援	平林寺・文化庁・県教育委員会・市内関係部署等と協議しながら、落葉広葉樹林再生事業を中心とした各種事業の推進により、国指定天然記念物平林寺境内林の生態系を次世代へ確実に継承する。	歴史民俗資料館
2	指定文化財保護事業の実施	市内各地に所在する指定文化財について、必要な保存対策を講じて活用し、文化財の永続的な保護を目指す。また、文化財保護審議委員会において、文化財に係る事項を調査審議し、指定文化財の適切な保護を図る。	歴史民俗資料館
3	文化財映像記録保存事業の実施 [再掲]	無形文化財や史跡・天然記念物等の貴重な文化財を映像として記録し、活用を図ることで、市民の郷土愛を育む。	歴史民俗資料館
4	地域伝承記録集の作成 [再掲]	市内に伝わる各種伝承について、分野・種類別に分け、聞き取り調査を実施し、記録として残す。	歴史民俗資料館
5	野火止用水の保存活用	埼玉県指定史跡野火止用水の適切な保存・活用・整備の方針を定めた「野火止用水保存活用計画」に基づき、野火止用水を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和・共存させ、後世へ継承する。	歴史民俗資料館

#### イ 文化財の調査・研究

埋蔵文化財の破壊・滅失防止のため、開発行為や住宅建設の際に遺跡発掘調査を実施します。また、市の指定文化財に指定し保存・管理すべき文化財について、必要な調査を行います。

No.	事業名	概要	担当課
1	埋蔵文化財調査の実施	埋蔵文化財保護行政の円滑な運営と埋蔵文化財の破壊・滅失防止のため、国庫補助金・県費補助金を活用し、市内遺跡の試掘・発掘調査を実施する。	歴史民俗資料館

No.	事業名	概要	担当課
2	遺跡地図・遺跡台帳の整備	市内遺跡の試掘調査や発掘調査などにより変更・増補された遺跡地図・遺跡台帳の整備を行う。また、新座市遺跡分布地図を定期的に改訂する。	歴史民俗資料館
3	文化財指定化調査の実施	新座市指定文化財に指定し、保存・管理すべき文化財について、必要な調査を行う。	歴史民俗資料館

## (2) 文化財の保存・活用と施設の整備

### ア 歴史的・伝統的文化芸術資産の活用

平林寺や野火止用水を始めとする市内の歴史的・文化的・芸術的資産が市民にとって身近な存在となり、地域へ愛着と誇りを持ってもらえるよう、リーフレットや書籍等の刊行や資料のデータベース化などを行うとともに、睡足軒の森を文化芸術の活動の場として活用します。

No.	事業名	概要	担当課
1	文化財資料のデータベース化 [再掲]	各種文化財調査資料等、過去に収集された資料を、パソコンなどを利用してデータベース化し、資料管理を推進する。	歴史民俗資料館
2	文化財刊行物の配布 [再掲]	市内の文化財を紹介するマップ・ガイド、小冊子などの刊行・配布を行い、文化財への関心を高め、地域文化の高揚を図る。	歴史民俗資料館
3	睡足軒の森の活用	国指定天然記念物平林寺境内林の一部である睡足軒の森と、国登録有形文化財睡足軒は、それぞれ文化財としての保護を行いながら、青少年の体験学習の場や市民等による日本の伝統文化の活動場所として活用を図るとともに、市民が利用しやすい施設とするため維持管理に努める。	歴史民俗資料館

### イ 文化財関連施設の整備・運営

市民の郷土愛と文化芸術の向上に寄与するため、リニューアルした歴史民俗資料館の更なる有効活用を図るとともに、その他の文化財関連施設の整備と効果的な運営を図ります。

No.	事業名	概要	担当課
1	歴史民俗資料館の充実 [再掲]	新座市の歴史、民俗、考古に関する資料の収集、保存、活用を行うとともに、講座・体験学習及び地域伝承事業を通じ、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する。	歴史民俗資料館

No.	事業名	概要	担当課
2	野火止用水平林寺堀遊歩道の整備 [再掲]	通学路の安全確保と観光都市づくりの一環として、野火止用水沿いの遊歩道を整備し、魅力付けを図る。	道路河川課
3	平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備 [再掲]	都市緑地法に基づく近郊緑地特別保全地区に指定されている平林寺境内地について、樹木の保全を図るため助成事業を実施する。	みどりと公園課

## 基本施策Ⅳ スポーツ・レクリエーション

スポーツは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、だれもが親しむことのできるものであり、それぞれの目的・関心・適性等に応じて、「する」「みる」「ささえる」といった様々な楽しみ方や関わり方ができます。

新座市では、市民が生涯にわたって日常的にスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、各種スポーツ教室・大会の開催、ニュースポーツの普及推進に取り組むとともに、こうした取組を支える指導者の育成やボランティアの活用などにも積極的に取り組んでいます。今後も、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、だれもがスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となるスポーツ施設については、施設の老朽化対策も見据え、効率的な維持管理や適正配置を検討していく必要があります。

### 1 スポーツ・レクリエーションの振興

#### (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが生涯にわたって日常的に親しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。市内3大学やスポーツ協会など関係団体と連携し、各種スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション大会などを開催するとともに、ニュースポーツやアーバンスポーツ等の普及促進に取り組みます。

No.	事業名	概要	担当課
1	軽スポーツ・レクリエーション教室の実施及び支援 [再掲]	初心者から参加できるスポーツ教室を開催し、民間団体等による公益的なスポーツ・レクリエーション教室を支援する。	生涯学習スポーツ課
2	総合型地域スポーツクラブの推進 [再掲]	幅広い世代が参加でき、地域のコミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの事業推進を支援する。	生涯学習スポーツ課
3	市民まつり体育祭への支援 [再掲]	市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進及び町内会の交流を目的とした、市民まつり体育祭を主管する体育祭実行委員会を支援する。	生涯学習スポーツ課
4	市民総合体育大会の実施 [再掲]	市民総合体育大会を開催し、スポーツ協会加盟団体により、多くの競技・種目を実施する。	生涯学習スポーツ課
5	スポーツ協会への支援 [再掲]	スポーツ協会と連携して市のスポーツ・レクリエーションを振興するとともに、スポーツ協会の運営を支援する。	生涯学習スポーツ課
6	新たなスポーツ・レクリエーション活動への支援	ニュースポーツやアーバンスポーツなど、新たなスポーツ・レクリエーション活動を推進、支援する。	生涯学習スポーツ課

## (2) スポーツ環境の整備

多様化する市民ニーズを踏まえ、スポーツ施設等の整備・改修、効果的な維持管理に努めるとともに、学校体育施設の開放など資源の有効活用を図ります。

子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた誰もがスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	スポーツ施設の充実 [再掲]	指定管理者と連携しながら、親しみやすく、幅広い市民のニーズに対応したスポーツ施設の充実を図る。	生涯学習スポーツ課
2	スポーツ施設の設置 [再掲]	市民が楽しみながら健康の維持・増進が図れるよう、市民のニーズに対応したスポーツ施設の設置を検討する。	生涯学習スポーツ課
3	総合運動公園の整備 [再掲]	多くの市民が利用でき、多様なスポーツなどに対応できる整備を推進する。	みどりと公園課 生涯学習スポーツ課
4	新座セントラルキッズパークの整備 [再掲]	市民の憩いの場や自然と触れ合う場所を確保するため、道場一丁目地内に地域の中核となる市のシンボリックな都市公園を整備する。	みどりと公園課
5	(仮称)大和田三丁目公園整備 [再掲]	大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い、魅力ある街区公園を整備する。	みどりと公園課
6	身近な公園・児童遊園の整備 [再掲]	小規模な公園や児童遊園の再配置を進めるとともに、老朽化した公園のリニューアルに取り組み、整備を進める。	みどりと公園課
7	街区公園の整備 [再掲]	土地区画整理事業に伴い、街区内の居住者の利用を目的とした街区公園を整備する。	みどりと公園課
8	野火止用水水平林寺堀遊歩道の整備 [再掲]	通学路の安全確保と観光都市づくりの一環として、野火止用水沿いの遊歩道を整備し、魅力付けを図る。	道路河川課
9	河川・用水沿い遊歩道の維持管理 [再掲]	柳瀬川、黒目川及び野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努める。	道路河川課
10	スポーツ施設の整備・改修 [再掲]	生涯スポーツ振興のため、計画的に総合体育館、運動場、庭球場等の整備・改修を実施していく。	生涯学習スポーツ課
11	公共施設予約システムの活用 [再掲]	平成23年度に導入した公共施設予約システムについて、システムの継続運用を行うとともに、対象施設の追加の検討等更なる充実を図る。	情報システム課 生涯学習スポーツ課 中央公民館

No.	事業名	概要	担当課
12	大学の施設利用 [再掲]	立教大学新座キャンパス内屋内プール、十文字学園女子大学サッカー場など、市内3大学が持つ施設を市民が利用できるよう大学との連携を図る。	生涯学習スポーツ課
13	学校施設の開放 [再掲]	学校施設を開放し、地域の学習機会の充実、スポーツ・レクリエーション団体の活動場所及び青少年の遊び場の確保を図る。	教育総務課 生涯学習スポーツ課

### (3) スポーツ・レクリエーション振興のための人材育成・活用

スポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図るため、スポーツ推進員の育成と地域スポーツ団体の指導者となる人材の発掘・育成に努めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動を指導するボランティアに関する情報の収集と活用に努めます。

No.	事業名	概要	担当課
1	指導者養成講習の実施及び支援 [再掲]	指導者の資質向上を図るため、スポーツ推進委員、スポーツ協会加盟団体及び地域スポーツ指導者を対象とした講習会を実施及び支援する。	生涯学習スポーツ課
2	ボランティア指導員の登用 [再掲]	指導者の活躍の場を広げ、市民のニーズに応えるため、「生涯学習ボランティアバンク」スポーツ分野の充実に努める。	生涯学習スポーツ課

資料





## 策定の経過

期 日	内 容
令和4年(2022年)7月26日	第1回新座市生涯学習推進会議 ・ 「第4次新座市生涯学習推進計画(素案)」の基本理念までに対する意見聴取
令和4年(2022年)11月10日	第2回新座市生涯学習推進会議 ・ 「第4次新座市生涯学習推進計画(素案)」全体に対する意見聴取
令和4年(2022年)12月15日 ～令和5年(2023年)1月14日	「第4次新座市生涯学習推進計画(素案)」について、市民、市議会議員、新座市社会教育委員及び新座市スポーツ推進委員の意見の募集
令和5年(2023年)2月21日	新座市教育委員会定例会で「第4次新座市生涯学習推進計画(案)」を審議
令和5年(2023年)3月22日	「第4次新座市生涯学習推進計画」を庁議決定

## 新座市生涯学習推進会議開催要綱

(平成26年8月21日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 本市における生涯学習の推進に当たり、新座市生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習関連施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

(議長及び副議長)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行するための議長及び副議長を定めるものとする。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

## 新座市生涯学習推進会議参加者一覧

氏 名	団体名・役職等	備 考
石 井 英 子	社会福祉法人新座市障害者を守る会 理事長	
伊 藤 孝 人	埼玉県立新座柳瀬高等学校 校長	
小 川 清	新座市社会福祉協議会 会長	
河 野 昭 香	新座市P T A・保護者会連合会 理事	
櫻 博 子	新座市公民館運営審議会 委員長	副議長
澤 田 勝 仁	新座市文化協会 会長	議 長
田 中 靖 彦	新座市スポーツ協会 副会長	
千 葉 重 信	新座市老人クラブ連合会 会長	
戸 高 正 弘	新座市立小中学校校長会 代表	
並 木 伸 枝	新座市商工会女性部 部長	
原 繁	新座市立図書館協議会 副委員長	
星 野 敦 子	十文字学園女子大学教育人文学部児童教育学科教授 兼地域連携推進センター長	
森 田 幸 子	新座市婦人会連合会 会長	
山野辺 範一	新座市スポーツ推進委員連絡協議会 会長	
結 城 美 千 代	新座市社会教育委員会議 議長	

50音順・敬称略

## 第4次新座市生涯学習推進計画

令和5年3月発行

発行 新座市・新座市教育委員会

編集 新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課

〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-477-1111（代表）



